

包括的支援体制と社会福祉法人等との協働に 向けた提案（報告書の構成案）

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

目 次

1 国の動向

(1) 地域共生社会の実現

- ① 地域共生社会の実現
- ② 社会福祉法の改正（地域福祉の推進）
- ③ 社会福祉法の改正（包括的支援体制の整備）
- ④ 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設）

(2) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」

- ① 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施する責務

2 大阪府の取組状況

(1) 地域共生社会の実現

- ① 大阪府のこれまでの取組
- ② コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
- ③ 小地域ネットワーク活動
- ④ 包括的支援体制の府内市町村の整備状況と府の支援策

(2) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」

- ① 社会福祉法人のこれまでの取組
- ② 大阪しあわせネットワーク
- ③ 地域貢献委員会
- ④ 社会福祉法人が取り組んでいる「地域における公益的な取組」の実践事例
- ⑤ 「地域における公益的な取組」を発展させるための視点

3 包括的支援と「地域における公益的な取組」との協働に向けて

(1) 包括的な支援体制整備に向けた市町村と社会福祉法人との協働の現状

- ① 包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関するアンケート
- ② 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の現状

- ③ 包括的な支援体制整備に向けた社会福祉法人と市町村の協働の現状
- ④ 包括的な支援体制整備に向けた地域貢献委員会の役割
- ⑤ 市町村と社会福祉法人の協働により期待される効果

4 包括的支援体制の深化と公益的な取組の発展に向けた「大阪モデル」

(1) 包括的支援体制整備に向けた社会福祉法人との協働「大阪モデル」の提案

- ① 全体イメージと各主体の役割の整理
- ② 大阪モデルの構築 1 支援ニーズに応じた地域づくり ～具体的な課題解決をめざすアプローチ～
- ③ 大阪モデルの構築 2 課題を抱える方・世帯の発見と解決 ～つながり続けることをめざすアプローチ～
- ④ 地域貢献委員会や社会福祉法人の好事例（取組のヒント）

事例 1：寝屋川市内の社会福祉法人等

事例 2：社会福祉法人みなと寮

事例 3：河内長野市施設連絡会

事例 4：社会福祉法人みささぎ会

事例 5：社会福祉法人聖徳会

事例 6：泉佐野市民間福祉施設協議会（保育部会）

事例 7：社会福祉法人治栄会

事例 8：八尾市特別養護老人ホーム施設長会

事例 9：社会福祉法人八尾隣保館

社会福祉法人寺田萬寿会

社会福祉法人玉美福社会

社会福祉法人聖ヨハネ学園

社会福祉法人秀幸福社会

事例 10：柏原市民間社会福祉施設連絡会（柏原市地域貢献委員会）

事例 11：大阪狭山市施設連絡会

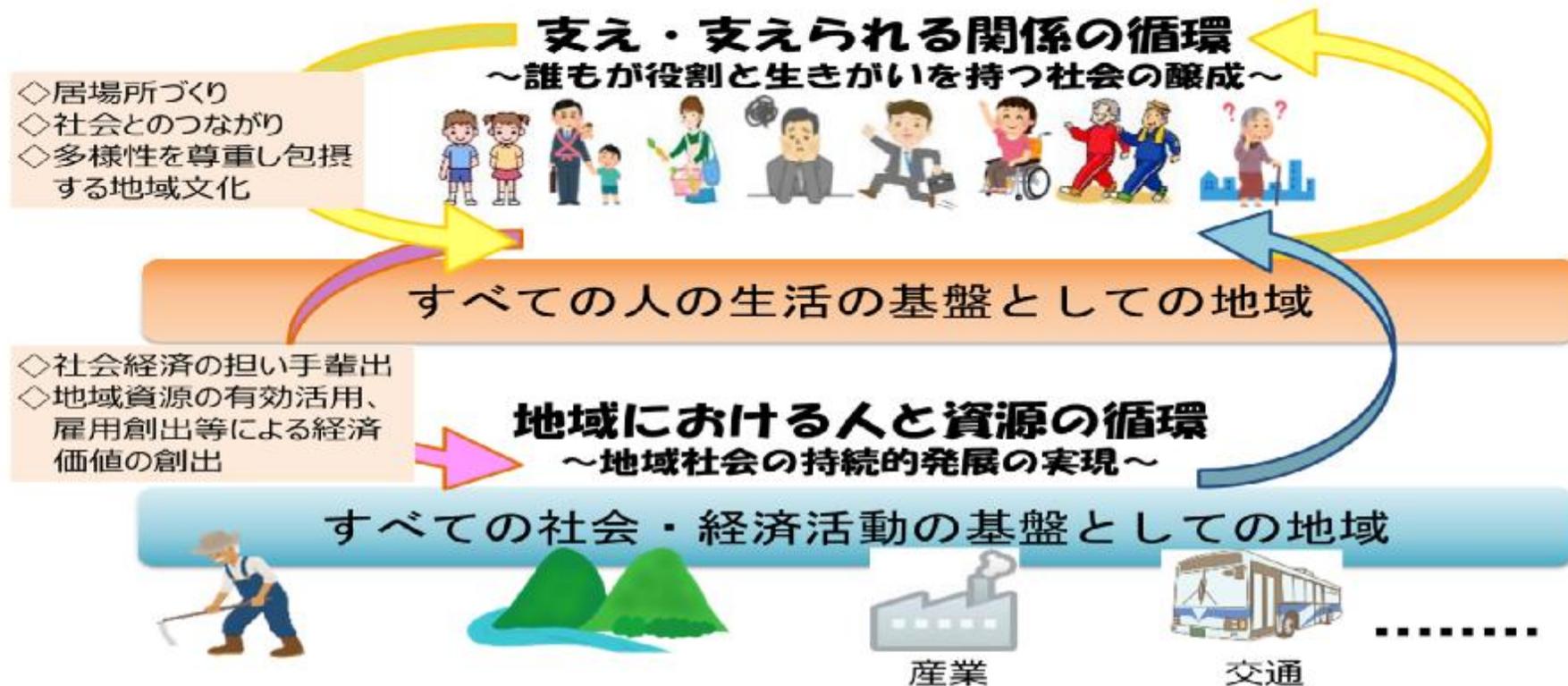
(2) 都道府県域における協働促進に向けた支援

第1章

国の動向

(1) ① 「地域共生社会」の実現

- 近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えている。
- 日本の社会保障制度は、高齢者、障がい者など、専門分野単位で制度設計され一定の成果をみてきたが、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている。複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、地域の中で孤立するだけでなく、社会の制度にもうまくつながらず、状況が悪化してしまったり、解決の糸口がみつからないまま、さらに孤立を深め、本人の生活が成り立たなくなることもある。
- 子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受けて側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合う地域コミュニティを育成していく。地域共生社会の取組は、専門職だけで実現するものでもない。地域の住民やボランティア団体、NPO法人、地域の商店や学校、ご近所など、地域で生活するすべての人と人が関わり、人と人がつながることで地域共生社会はつくられていく。



国のこれまでの取組

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）

- ▶ 地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる

10月 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ

平成29年2月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出
「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月 社会福祉法改正案の可決・成立

※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ

- ▶ 市町村における包括的な支援体制の構築について

- ① 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- ② 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- ③ 市町村における包括的な相談支援体制

- ▶ 地域福祉（支援）計画、自治体、国の役割 等

平成30年4月 改正社会福祉法の施行

令和元年5月 地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置

12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ

- ▶ 地域共生社会の理念
- ▶ 福祉政策の新たなアプローチ（「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」）
- ▶ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設 等）
- ▶ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤 等

令和2年3月 社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出

6月 改正社会福祉法の可決・成立

令和3年4月 改正社会福祉法の施行

(1) ② 社会福祉法の改正（地域福祉の推進）

- 地域共生社会の実現に向けた地域づくりとして、平成29年度の社会福祉法の改正では、地域福祉推進の理念を規定（平成30年4月施行）
- 続く令和2年度の改正では、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像として「地域共生社会」の規定（令和3年4月施行）が追加された

地域共生

地域福祉推進の理念

（地域福祉の推進）

改正社会福祉法（抜粋）※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下、「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下、「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域福祉推進の理念を明確化（平成30年4月施行）

地域住民等（地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア））は、

- (1) 本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2) 福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3) 支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう、特に留意する旨を規定。

国等の責務

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(1) ③ 社会福祉法の改正（包括的支援体制の整備）

- 地域福祉推進の理念を実現するため、平成29年度の社会福祉法の改正で、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定（平成30年4月施行）

（包括的な支援体制の整備）

改正社会福祉法（抜粋）※下線部は、今回の改正・新設部分

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

包括的な支援体制づくりの努力義務化（平成30年4月施行）

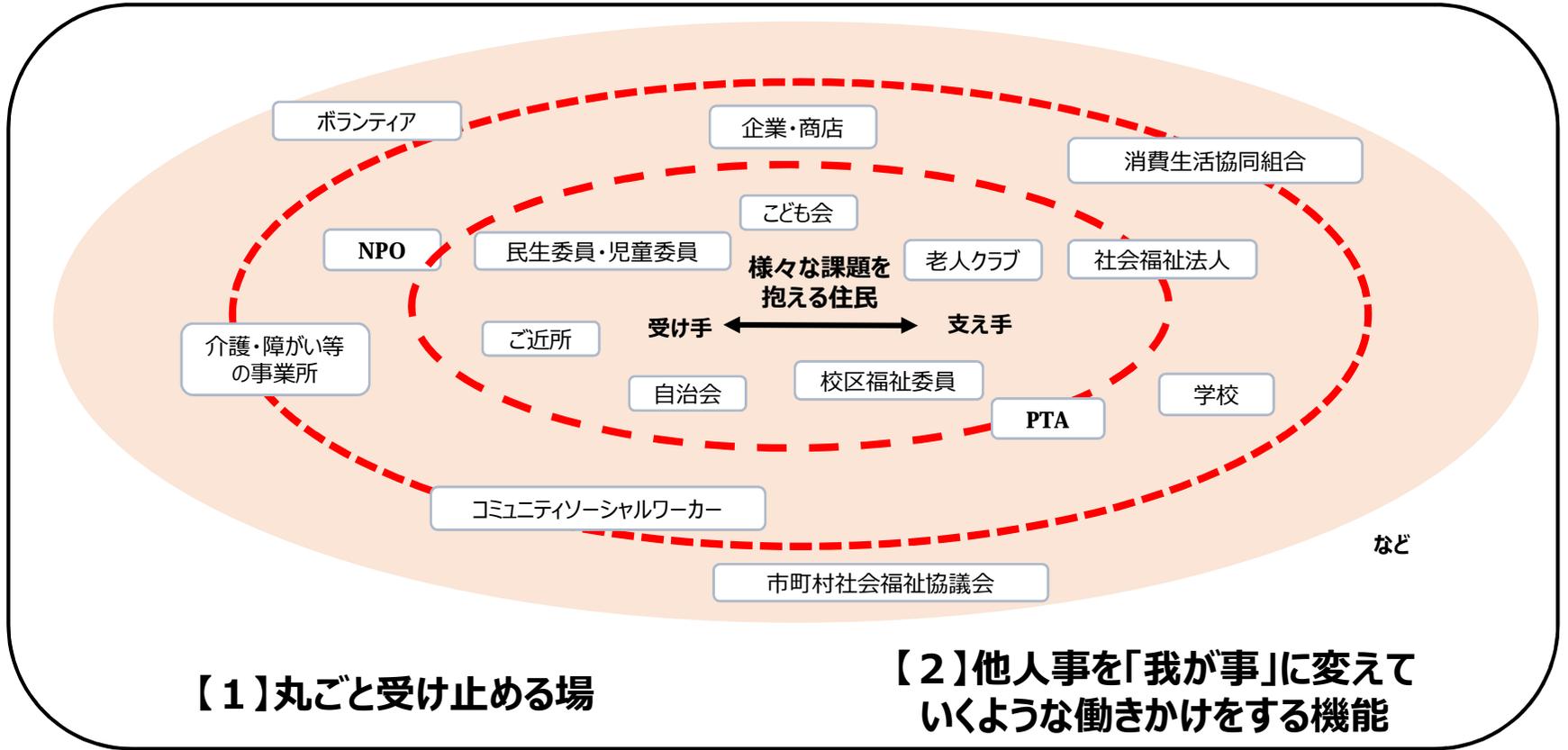
市町村は

- (1) 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- (2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- (3) 主に市町村圏域において、関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の整備に努める旨規定

包括的な支援体制のイメージ

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

住民に身近な圏域

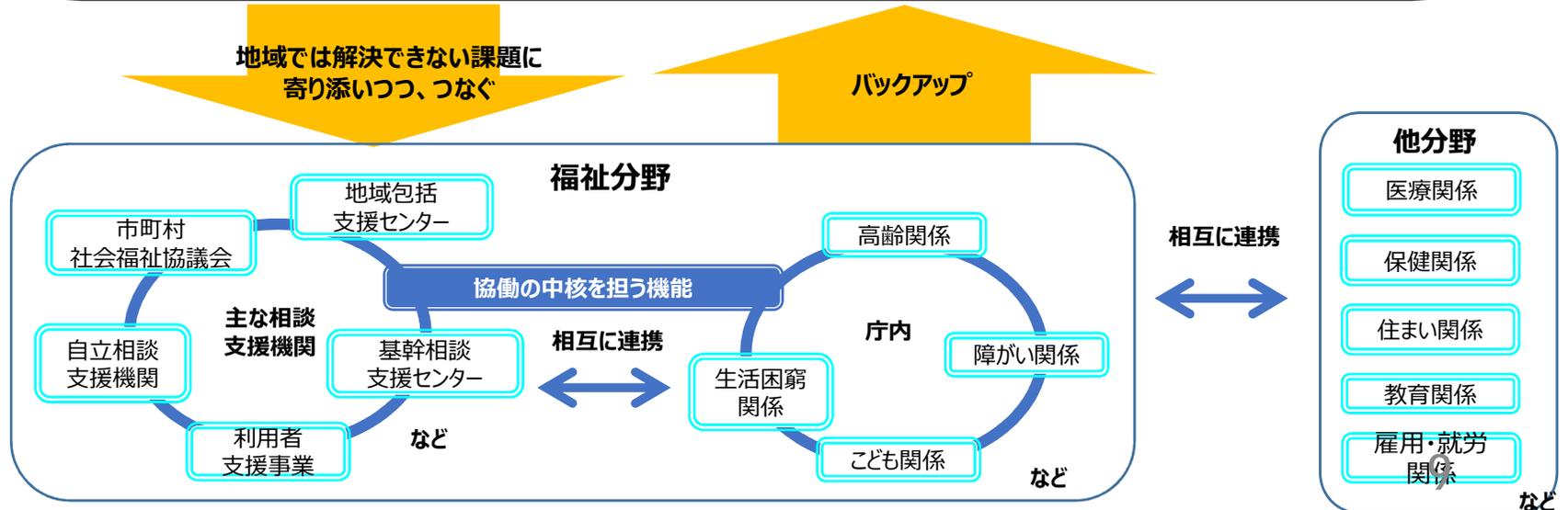


【1】丸ごと受け止める場

【2】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

総合的な相談支援体制づくり
市町村における

市町村域等



他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行う機能 (第106条の3第1項第1号)

- 地域には、行政が主導的に進めた通いの場だけでなく、自治会などが主体となり活動しているサロン、民間企業による場づくりなどそれぞれの特徴があることから、分野を問わず地域の活動をより多く見つけて、つながっていくことが重要である。こうした様々な場をつなぎ、分野を超えた協働を進めたり、その推進役となる人材を地域の中で多く見つけていくことで、福祉の世界とあまり関わりのなかった住民や民間企業などつながりが生まれ、ともに地域をつくる存在として協働していくことが可能となる。
- 地域住民や福祉関係者とのネットワークは、日ごろからコミュニケーションをとる機会を意図的に設け、お互いの活動や、活動に向けた思いを互いに理解しあっていく過程が求められる。そのうえで、連携の実践を積み重ねていく取組が重要である。地域生活課題の学習や研修機会の提供などは、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO法人などが積極的にその役割を担うことが期待される。
- 地域住民が課題を抱える人を目の当たりにして、関係機関と一緒に解決するプロセスを繰り返すことで、気づきが促される。地域住民の役割は固定化されるものでなく、状況や時間の経過により「支える側」と「支えられる側」が入れ替わったり、循環したりするので、「お互い様」という関係性をつくることが重要である。

住民に身近な圏域で「複合課題を丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえずの丸ごと」を受け止める場 (第106条の3第1項第2号関係)

- 対象者への支援は、公的機関の窓口への相談から始まるイメージを持つ傾向があるが、相談窓口へ直接出向くことが心理的に難しい人や、課題が複合化・複雑化しており、どこに相談すれば良いのかわからない場合もある。そもそも、課題を抱えているという認識がない人や、過去に相談した時の経験などから、行政窓口への相談を躊躇している人もいる。
表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気づけるのは地域住民等である。「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談先が分からない課題も「とりあえず丸ごと」受け止める場は、地域住民や地区社協、CSWや社会福祉法人、NPO法人などが考えられるので、地域の実情に応じて検討する。
- 支援につなげられる体制がなければ、地域住民は気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ないので、地域住民がその役割を担う場合は、ソーシャルワーカーによるサポートが受けられる体制をあわせて構築する必要がある。

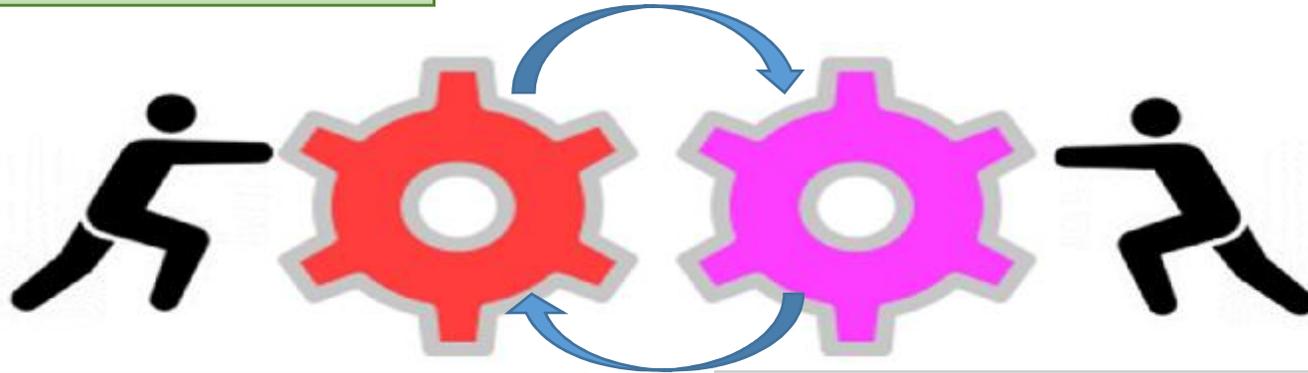
市町村域や広域における包括的な相談支援体制 (第106条の3第1項第3号関係)

- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する体制を市町村が整備する。
 - ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域づくりに向けた支援
- 事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。
- こうした支援の実践を通じて、分野横断的な関係者の顔の見える関係を広げていく。

生活課題を抱える人への支援において求められるアプローチ

- 生活課題を抱える人に対する2つのアプローチがあり、「課題解決支援」と「伴走支援」である。対象者の抱える複雑化・複合化した生活課題に対して、その解決を図ろうとするアプローチが「課題解決支援」で、制度の利用等を通じて課題が解決すれば支援が終了する。
- しかし、課題を解決した後も本人の生きづらさが終わるわけではなく、ライフステージの変化や世帯を構成している方々の抱える悩みが変われば新たな課題を抱えることもあり、その人と支援する人が関わり続けることで、セーフティネットが機能する。
- したがって、課題解決のアプローチだけでなく、対象者に「伴走する」という伴走型支援も重要である。伴走型支援で直接的な課題解決には直結しなくても、対象者に寄り添いつながり続けることで、孤立を防ぎ、抱える課題による不安やストレスを緩和する可能性がある。
- 本人の意向や取り巻く状況に合わせて、2つのアプローチを組み合わせることが必要である。

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決をめざすアプローチ

- **本人が有する特定の課題を解決することをめざす**
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることをめざすアプローチ

- **本人と支援者が継続的につながることめざす**
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせて、2つのアプローチを組み合わせることが必要

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

- 本人やその世帯の日常生活は、専門職とのつながりだけで終わるのではなく、地域住民の一人として周囲の住民と関わりながら生きているのが当然であることを踏まえて、セーフティネットの充実した地域を考えていくと、専門職が実施していく伴走型支援の充実していることに加え、地域住民の気かけ合う関係性や支え合う関係性を充実させていくことが必要である。
- 人と人のつながりそのものがセーフティネットの基礎となることから、専門職による伴走型支援により、本人やその世帯をコミュニティにつなぎ戻していくことが重要である。

伴走型支援

- ▶ 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援
 - ※自律：個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- ▶ 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

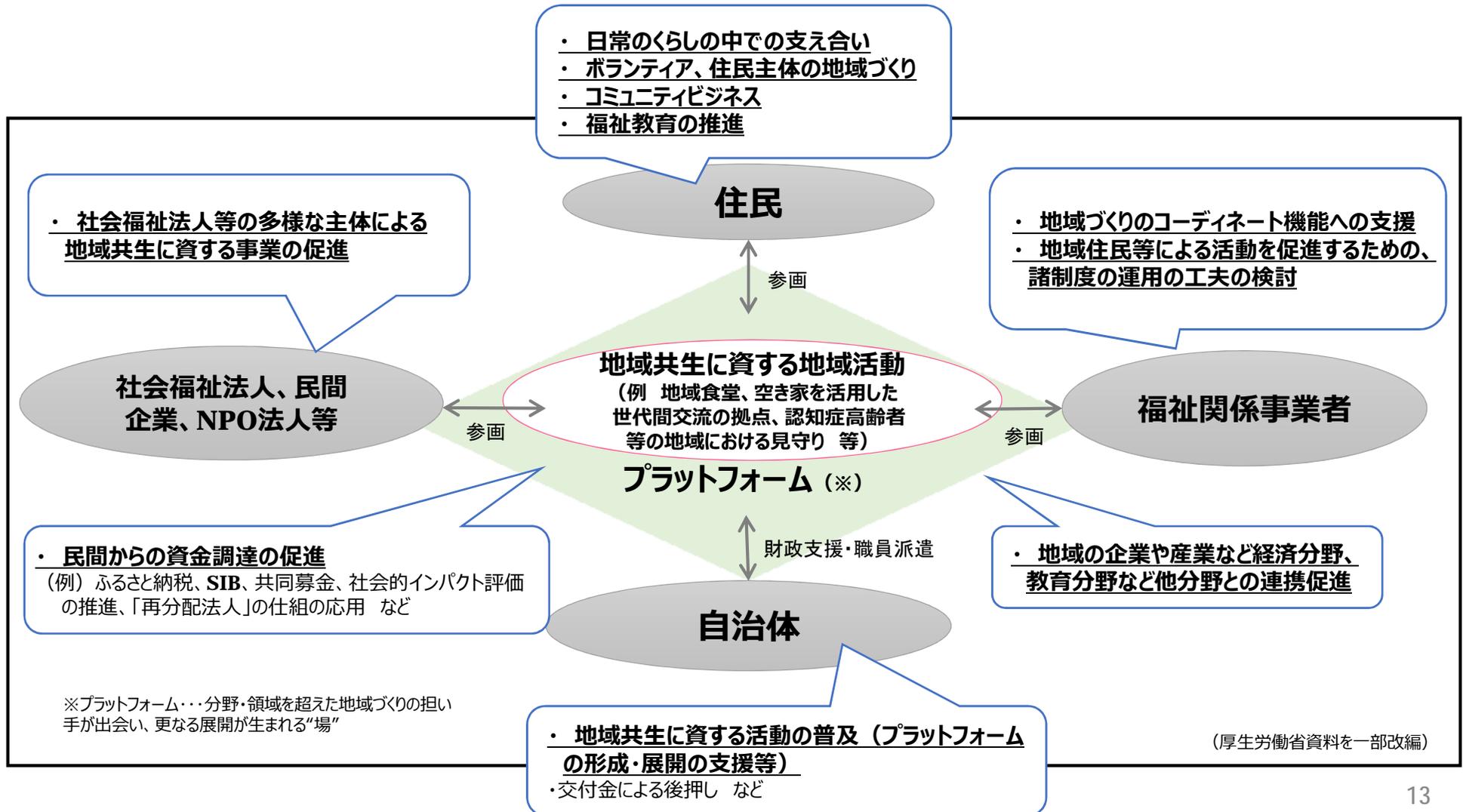
- ▶ 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- ▶ 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- **人と人のつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。**
 - 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進

- 地域の中で重層的なセーフティネットを確保していくには、地域住民、社会福祉法人、民間企業、NPO法人をはじめとする多様な主体に参画してもらいながら、支え・支えられる関係性を構築する「地域共生に資する地域活動」に取り組むことが必要。
- なお、地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、市町村は画一的な基準は設けず、話し合いのプラットフォームづくりや、活動しやすいような環境を整備することを意識して取り組む。
- 地域共生社会の取組は、行政や専門職だけで実現できるものではなく、地域住民や社会福祉法人、隣保館、民間企業、NPO法人、ボランティア団体等地域で生活するすべての人と人が関わり、つながることによってつくられていく。



(1) ④ 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

相談
支援

参加
支援

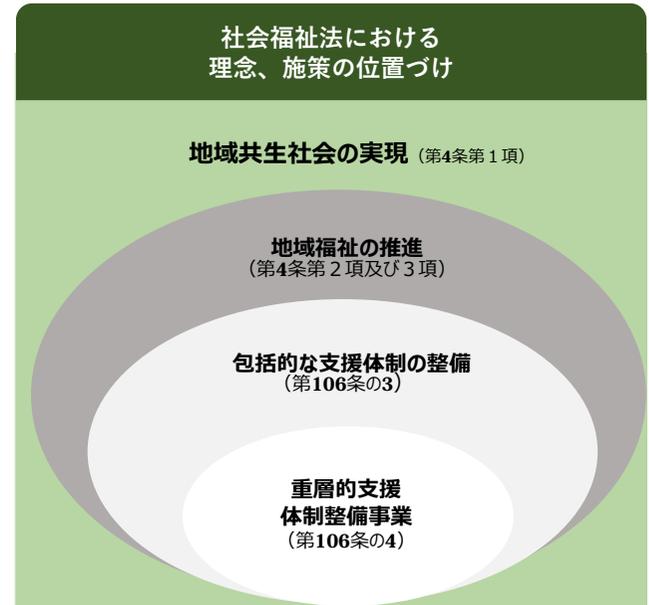
地域
づくりに
向けた
支援

社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」の創設の背景

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（8050世帯、ダブルケア等）しており、
 - ▼ 高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難であった。
 - ▼ そこで、属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあったが、窓口を統一しても、各制度の国庫補助金等は属性別のままであるので、国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きくなっていた。

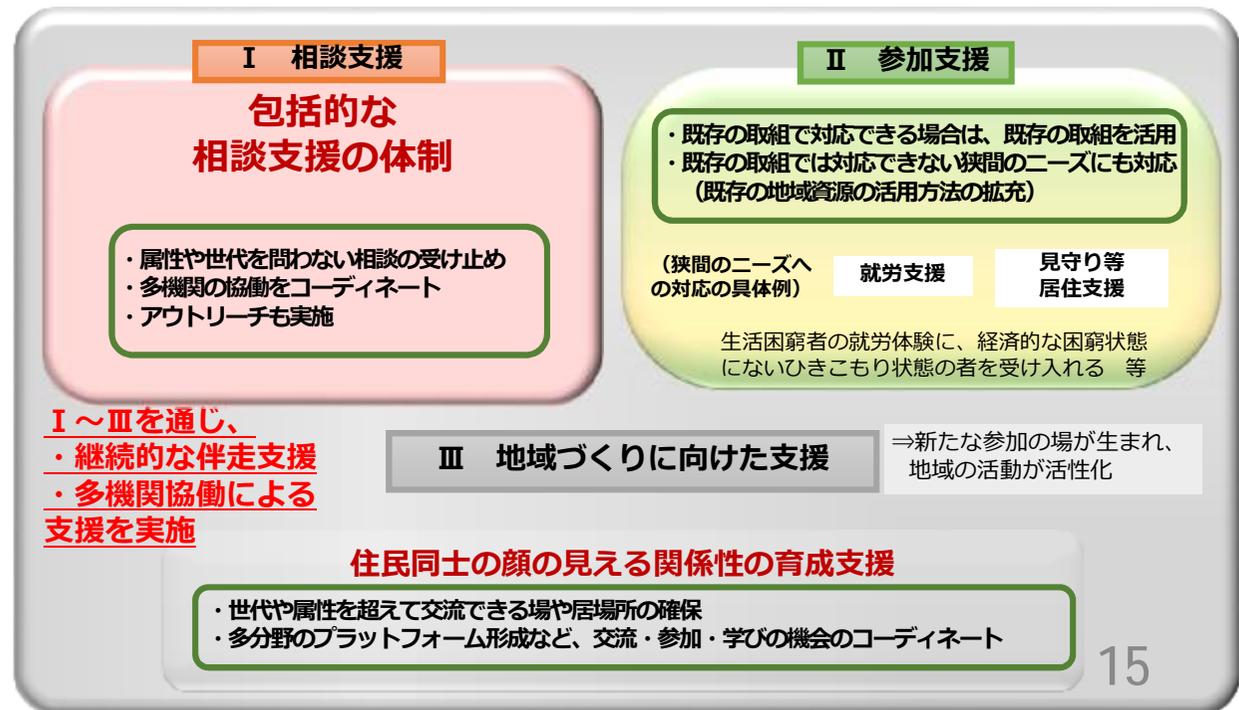
社会福祉法における理念・事業の位置づけ

- 「地域共生社会」は、福祉政策だけでなく様々な政策の目指すべき理念として位置付けられている。
- 地域共生社会の理念のもとに行われる施策の一つとして包括的支援体制の整備があり、その具体的手法が「重層的支援体制整備事業」である。



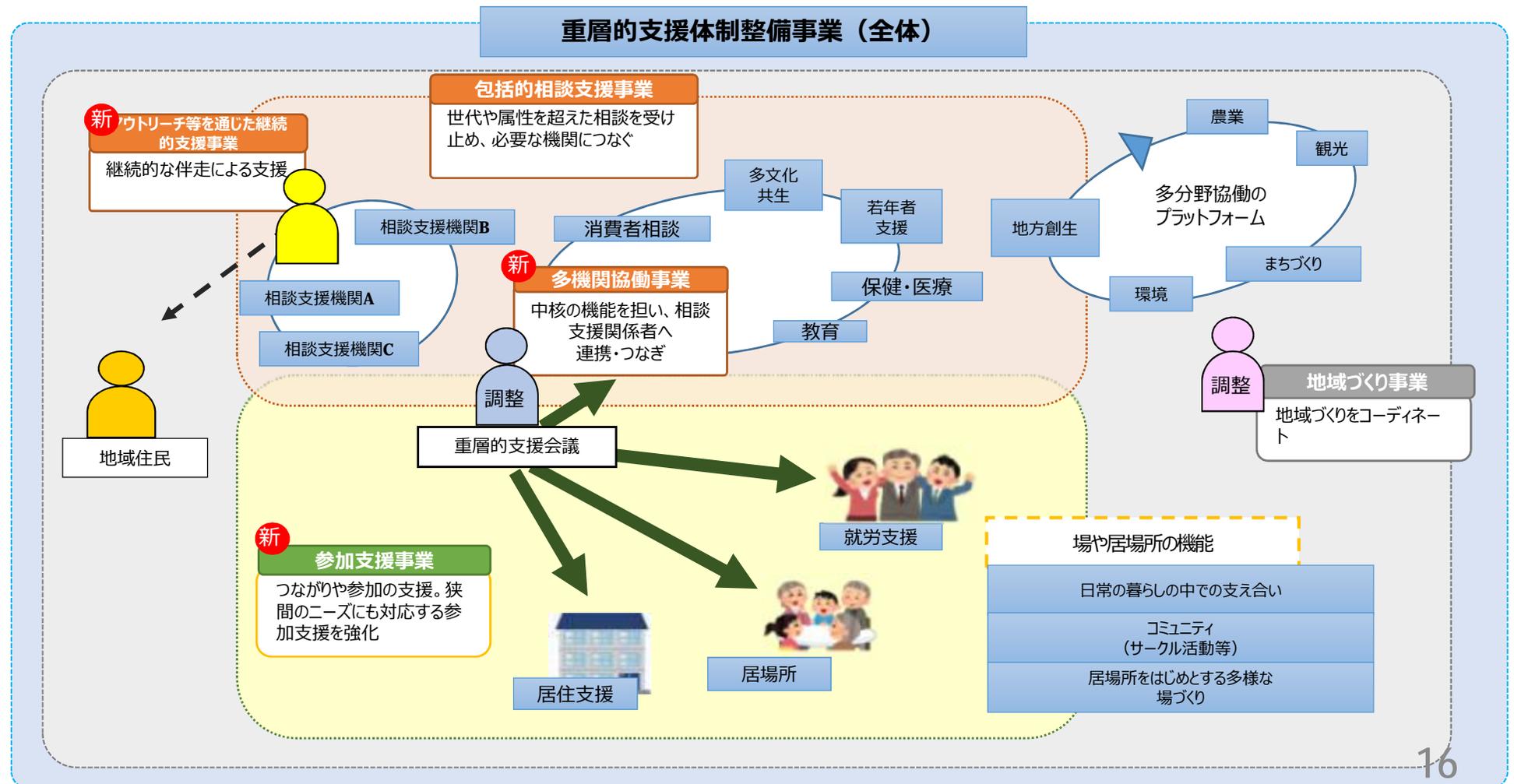
社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、
 - I 相談支援
 - II 参加支援
 - III 地域づくりに向けた支援
 を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」が創設された。
- 市町村の任意事業となり、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須となる。
- 本事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、「重層的支援体制整備事業交付金」が一括交付される。



重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながるが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業を構成する3つの支援

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会における伴走支援の考え方を踏まえ、人と人、人と地域をつなぐ重要な3つの支援①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援で構成されます。この3つの支援はそれぞれが連携し、一体的に実施されることで、次の効果が期待できる。

- ▶ **相談支援の充実**：社会参加のメニューの充実：相談支援で浮かび上がったニーズについて、参加支援を通じて、オーダーメイドの社会参加のメニューが実現
- ▶ **地域資源の開拓**：地域づくり支援と参加支援の推進により、地域において多様な居場所や社会資源が開拓
- ▶ **地域の支え合い**：地域づくりの推進により、地域で人と人とのつながりが強化され、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援へ早期に繋がりがやすくなる。

相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、介護、障がい、子ども、困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。 ○ 相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。 （※）各法に基づく相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・介護（地域包括支援センターの運営） ・障がい（基幹相談支援センター等機能強化事業等） ・子ども（利用者支援事業） ・困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
	多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理等を行う。（主な取組内容） ○ 相談受付（各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業からつながったもの等）、アセスメント（相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握）、プラン作成（各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等）、重層的支援会議の開催（関係機関の役割分担、支援の方向性の共有）、モニタリング 等
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（主な取組内容） ○ 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握 ○ 本人と接触するまでの各種取組（メール、SNS、オンライン相談等） ○ 家庭訪問、同行支援 等
参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出等を行う。（主な取組内容） ○ 利用者ニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング ○ 社会参加に向けた支援メニュー開拓 ○ 利用者への定着支援、受け入れ先（企業等）へのフォローアップ 等 	
地域づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、介護、障がい、子ども、困窮の各法等に基づく地域づくり事業（※）を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。 （※）各法に基づく地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・介護（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業） ・障がい（地域活動支援センター機能強化事業） ・子ども（地域子育て支援拠点事業） ・困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業） 	

支援会議の仕組み

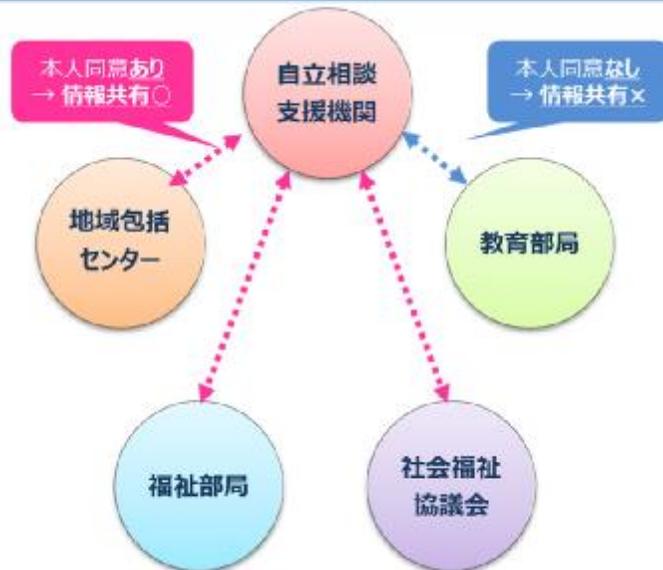
- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため重層的支援体制整備事業では、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるよう、会議体の構成員に対して守秘義務をかけた「支援会議」**が法定化（社会福祉法第106条の6）された。

※ 支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば、各自治体の判断で生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「（自立支援）協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など既存の会議体を「支援会議」として活用することも可能である。

現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例



各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**

・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例

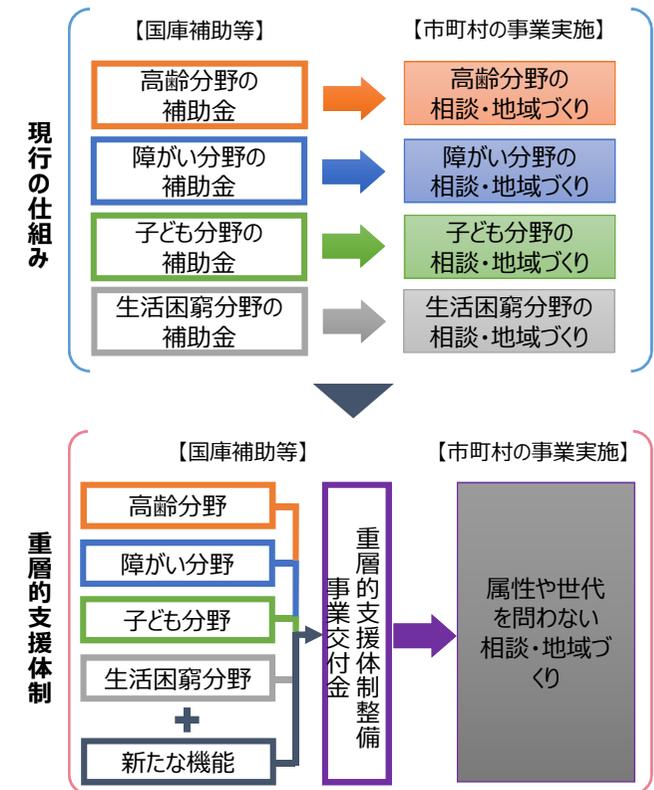


支援会議における守秘義務

重層的支援体制整備事業に係る補助制度（社会福祉法第106条の4第2項）

- 「重層的支援体制整備事業交付金」については、
 - ① 介護、障がい、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業の補助金を一体化するとともに、
 - ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付される。
- 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様となる。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新



- (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。
- (注1) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
- (注2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、上記の事業全て実施するものとする。

(2) ① 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施する責務

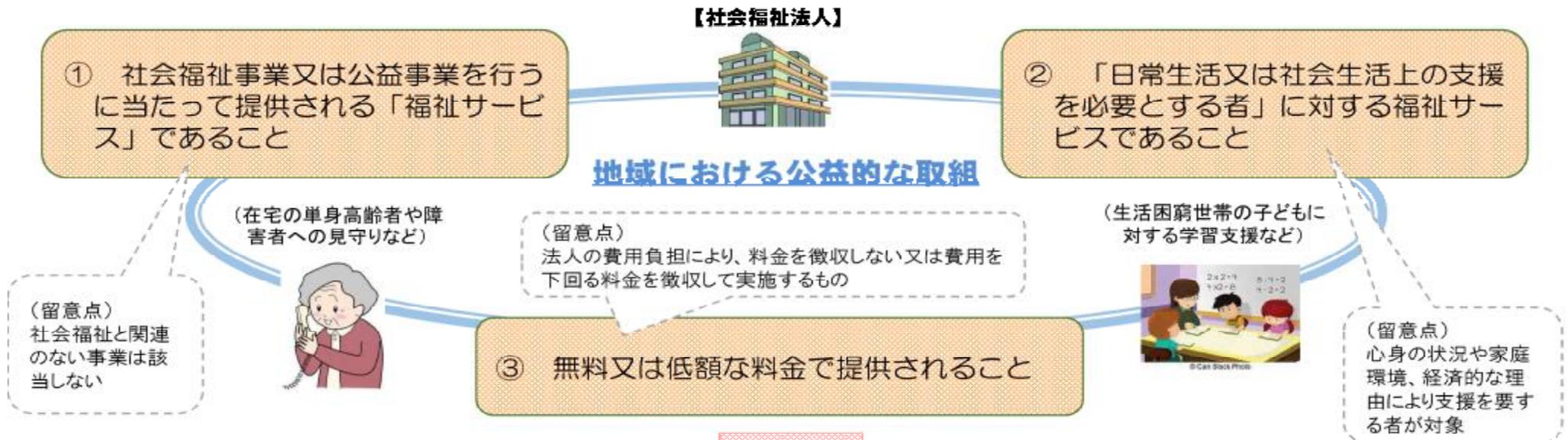
- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組※」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考) 社会福祉法
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

※地域における公益的な取組

社会福祉事業又は公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供すること



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

第2章

大阪府の取組状況

(1) ① 大阪府のこれまでの取組

昭和58年8月 大阪府地域福祉推進計画（ファインプラン）の策定



地域住民相互の積極的な連帯と福祉活動への自主的な参加を促進するため、社会福祉施策と住宅、雇用、健康、教育等の施策との有機的な連携を図りながら、地域社会の中で、すべての人が平等に、ともに日常生活が営むことが出来るよう、大阪府が取り組むべき施策を示した計画。

社会基盤を支える社会保障を前提にした地域福祉推進のための条件整備を図る観点で、「地域福祉の土壌づくり」について、“人づくり”と“ものづくり”の両面からアプローチした地域福祉の具体的展開を、短期・中期・長期に分けて示し、全庁的にその具体化に取り組むこととした。

これにより、「小地域ネットワーク活動」や「大阪後見支援センター」、「街かどデイハウス支援事業」など先駆的な取組が生まれた。

平成14年9月 これからの地域福祉のあり方とその推進方策について（大阪府社会福祉審議会答申）



「地域と関わる全ての人々が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができるよう、社会の新しいつながりを構築し、よりよい暮らしづくりを実践する地域社会を創造する」ことをめざし、人材の確保や専門的相談への対応など重層的な健康福祉セーフティネットの構築に取り組むこととした。

平成15年3月 大阪府地域福祉支援計画（第1期）の策定



平成14年9月の大阪府社会福祉協議会の答申を踏まえ、「大阪府地域福祉支援計画」を策定。大阪府地域福祉推進計画（ファインプラン）で打ち出した、身近な地域での支え合い、ともに生きる福祉の推進という考え方を継承、発展させつつ、広域的見地から、大阪の地域福祉の水準を高めていくための指針とした。

平成15年9月 「地域福祉セーフティネット（いきいきネット）」の構築に向けて（大阪府社会福祉審議会意見具申）

- 
- ▶ 社会福祉制度が充実する一方で、制度や支援が社会的な援護を要する人々に届いていない事例も散見されることから「制度の狭間に存在する人々」に対する支援を行うこと。
 - ▶ 社会福祉法人がこれまで蓄積してきた経験とノウハウを活かし、福祉サービスを効果的に推進する社会福祉資源として連携すること。

上記の2点を踏まえ、社会福祉法人が「総合生活相談機能」と「生活困窮者に対する支援」に取り組むことを提案。

(1) ② コミュニティソーシャルワーカー (CSW※1)

- 制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスでは対応困難な事案の解決や、地域において支援を要する人々の見守りや発見、適切な支援機関へつなぐ等の個別支援を行う。あわせて、地域で支え合うことができるサービス・仕組みの開発を通じたセーフティネットの体制づくりも行う。
- 概ね中学校区単位で市町村が配置。現在、**43市町村に325人**が配置されている。
- 大阪府では、平成**16**年度から全国に先駆けて事業を実施している。市町村に対し、平成**20**年度までは**CSW機能配置促進事業費補助**、平成**21**年度以降は交付金※2により支援している。(政令市・中核市を除く。)

主な活動

- ◇ **要援護者に対する見守り・発見・つながりのセーフティネットの体制づくり**
各分野の関係機関、当事者団体、地域住民等で構成するネットワークを活用し、要援護者に対する支援体制づくりや、困難事例へのケース検討会の開催、地域住民等を対象とする各種保健福祉サービスの情報提供等を行う。
- ◇ **制度の狭間にある要援護者に対する相談等への対応等**
制度の狭間や複数の福祉課題を抱える要援護やその家族等からの各種相談に対して、訪問・電話・面談等により対応し、必要なサービス・関係機関へのつながりや各種福祉サービスの利用申請支援等により解決に努める。
- ◇ **地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつける**
要援護者の見守り・発見、相談等に資するため、関係団体と連携して住民懇談会等を開催するなど、区域における住民活動の育成・支援に努めるとともに、必要に応じて要援護者を見守り、支える住民ボランティアグループの組織化や要援護者・その家族等の組織化を行う。
- ◇ **新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整**
要援護者等を支援するための新たなサービスの仕組みを地域福祉活動団体と連携して、研究・開発・普及する。
- ◇ **市町村におけるセーフティネットの構築・強化のための取組への参画**
地域における見守り・発見・つながりのネットワークを構築するため、福祉関係者はもとより、地域住民や日頃から地域住民と接する機会の多い事業者の参加による福祉のまちづくり等を市町村とともに行う。

※1 CSW

社会福祉法人が配置する施設CSWと区分するため、「いきいきネットCSW」と呼ばれることもある。

※2 交付金

・市町村に対して補助金により財政支援してきた各種事業について、地域の実情に応じて事業実施できるよう、平成**21**年度に「地域福祉・子育て支援交付金」として再構築
・平成**30**年度より、交付金のうち子育て支援分野を新子育て支援交付金へ移行し、「地域福祉・高齢者福祉交付金」に組み替え

(1) ③ 小地域ネットワーク活動

- 一人暮らし高齢者や障がい者等、自立して生活する上で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、市区町村社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区ごとに設置されている「地区（校区）福祉委員会」（以下、「福祉委員会」という。）によって行われている活動である。
- 府内全ての市区町村社会福祉協議会において実施。世代間交流活動や、配食サービス、見守り・声かけ訪問活動等の地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いを主な活動としている。
- 大阪府では、平成10年度から全国に先駆けて事業を実施している。なお、市町村を通じて、平成20年度までは小地域ネットワーク活動推進事業費補助、平成21年度以降は交付金※により支援している。（政令市・中核市を除く。）

主な活動

◇ 福祉委員会

福祉委員会は、概ね小学校区を単位に昭和30年代から組織化が始まり、市町村社協の内部組織としてほぼ100%の地域で設置（令和3年3月現在：府内677地区、大阪市内326地区、堺市内93地区）。地域ニーズの把握や広報啓発、交流活動、また日常において支援を必要とする人たちに対する見守り活動などの「小地域ネットワーク活動」が行われている。

◇ 地域における孤立を防ぐ取組

小地域ネットワーク活動は、近隣住民やボランティアの参加と関係機関等の協力による要援護者の見守り・援助活動です。住民のニーズ把握や課題提起、新たな支援活動へとつなげるほか、問題の早期発見・予防、要援護者の精神的な支えとなって地域から孤立することを防ぐ働きもある。

個別援助活動：見守り・声かけ訪問活動、配食サービス活動、日常的な生活支援活動、災害時要援護者支援など

グループ援助活動：いきいきサロン、子育てサロン、ふれあい食事（会食）サービス、ミニデイサービス、世代間交流、地域リハビリなど

※交付金

・市町村に対して補助金により財政支援してきた各種事業について、地域の実情に応じて事業実施できるよう、平成21年度に「地域福祉・子育て支援交付金」として再構築
・平成30年度より、交付金のうち子育て支援分野を新子育て支援交付金へ移行し、「地域福祉・高齢者福祉交付金」に組み替え

(1) ④ 包括的支援体制の府内市町村の整備状況

- 各市町村において包括的な支援体制の整備に向け、関係機関等と検討、協議が進められている。

事業の実施状況

(1) 令和2年度

地域共生モデル事業実施市町(実施期間)：9市町

【大阪市(4年)・池田市(4年)・豊中市(5年)・高槻市(2年)・高石市(4年)・大阪狭山市(2年)・阪南市(4年)・熊取町(1年)・太子町(2年)】

(2) 令和3年度

重層的支援体制整備事業：2市【豊中市・大阪狭山市】

重層的支援体制整備事業への移行準備事業※：7市町【堺市・枚方市・八尾市・高石市・阪南市・熊取町・太子町】

※ 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行うことを目的に、「庁内連携の取組」と「多機関協働の取組」を必須として実施する事業。

移行準備事業の補助期間は3年間。

重層的支援体制整備事業の実施に向けた府の支援策

(1) 重層的支援体制整備事業の実施に向けた後方支援

○ 全体研修会

制度の考え方や体制整備の手法等についての理解を深めるため、市町村関係部局の職員や関係機関等を広く集めた研修会を開催

○ ブロック別勉強会

市町村間の交流やネットワーク構築に向け、意見交換の場の提供や先進事例の紹介等により、市町村が円滑に事業を実施できるよう支援

(2) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」と包括的支援の連携

- 社会福祉法人において実施されている「地域における公益的な取組」は、市町村が包括的な支援体制の整備を進めるにあたり、核となり得る取組であることから、連携のあり方について協議する研究会を設置し、検討

(3) 地域づくりのための市町村支援

- 市町村における創意工夫を凝らした施策の推進のため、「地域福祉・高齢者福祉交付金」を交付（政令・中核市を除く34市町村）

(2) ① 大阪府の社会福祉法人のこれまでの取組

平成16年 老人施設部会による「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」開始



大阪府社会福祉協議会老人施設部会から出された「地域福祉推進のために社会福祉法人が備える総合生活相談機能を活用し、緊急性の高い生活困窮者には経済的援助（現物給付）も含めた支援を展開するための基金も民間で創設する」という提言のもとに、現在の生活困窮者レスキュー事業の創設に至った。この取組は、今日では生活困窮者支援の取組モデルとして、全国に普及している。

このほか、大阪府社会福祉協議会では、「福祉と共生のまちづくりを進めるため、府内市町村に「地域貢献委員会（施設連絡会）」（以下、「地域貢献委員会」という。）の設置をめざすこととした。

平成18年 「スマイルサポーター養成研修」開始、 翌年、「保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター事業）」開始



老人施設部会の生活困窮者レスキュー事業を受け、保育部会から、「保育のネットワークを活用した、相談事業から一歩踏み込んだ地域貢献事業」の声があがり、スマイルサポーター事業が創設された。平成21年度からは、「スマイルサポーター」は大阪府知事認定となった。

平成27年 「大阪しあわせネットワーク」開始



平成25年の「大阪府社会福祉大会（社会貢献事業10周年記念大会）」において、すべての種別部会の参画をめざす、大会宣言を採択した。この大会宣言を受けて、全ての種別部会が参画する地域貢献事業として「大阪しあわせネットワーク」がスタートした。

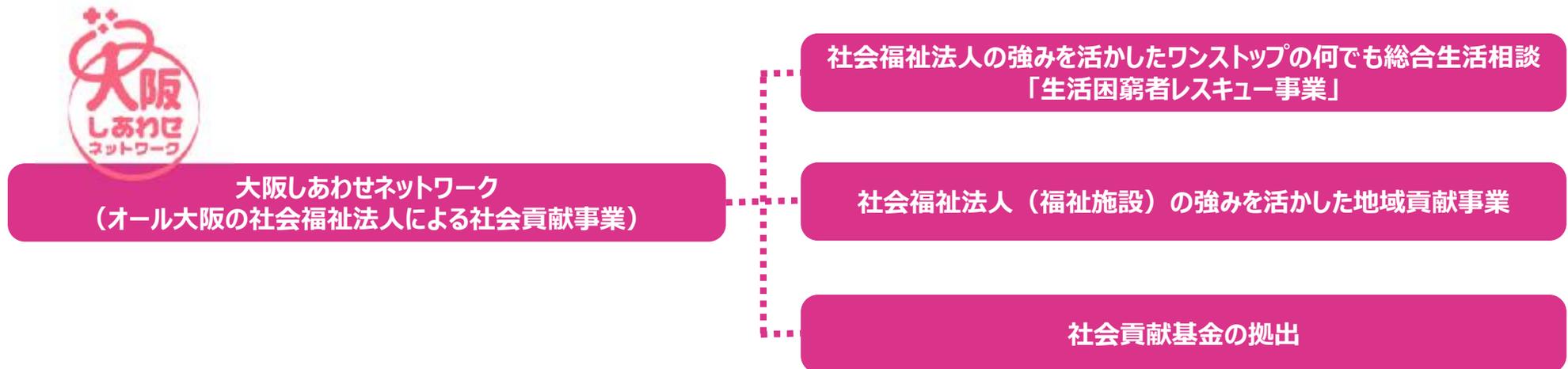
平成28年 社会福祉法改正による「社会福祉法人制度改革」



この改正により、社会福祉法人は社会における福祉の向上・増進に資する非営利の公益法人として、法人内にある内部留保の実態を明らかにし、財産を有している場合は社会に還元することを責務として規定された。また、令和2年度の社会福祉法改正において、地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する一つの選択肢として、「社会福祉連携推進法人」が創設された。

(2) ② 大阪しあわせネットワーク

- 「大阪しあわせネットワーク」とは、“大阪府域の社会福祉法人”が連携・協働して取り組む「地域貢献事業」のことである。
- 孤立や孤独、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など厳しい生活・福祉課題や、既存の制度では対応できない“制度の狭間”の問題も生じている。
- 大阪府社会福祉協議会とその会員の社会福祉法人が、社会福祉事業や福祉サービスの充実・向上に努めるだけでなく、“社会福祉法人の使命”として、こうした地域の課題やニーズに向き合い、それぞれの特徴や強みを活かした様々な地域貢献事業を「大阪しあわせネットワーク」として“オール大阪”で展開している。



市町村域と府域の取組の連携

- 平成30年度から令和2年度まで、市町村域における「地域貢献委員会」と、府域における「大阪しあわせネットワーク」との、より一層の連携をはかり、地域の福祉力やセーフティネットの充実につながる取組を推進するため、「地域貢献委員会連携推進助成事業」を実施してきた。この事業を通して、「支援相談窓口の設置」や「居場所づくり」など、地域貢献委員会の強みを活かした取組が各地域に広がってきている。
- 令和3年度からは、大阪しあわせネットワーク（府域）で実施している生活困窮者レスキュー事業をはじめとする生活困窮者への支援と、地域貢献委員会（市町村域）の取組が相互に連携が図られるよう、「市区町村域しあわせネットワーク体制構築モデル事業」を実施している。

大阪しあわせネットワークの活動（生活困窮者レスキュー事業）

- 今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった等、失業、介護、障がい、虐待やDVなど、様々な“生活SOS”に対応する総合生活相談事業である。
- 各種制度やサービスにつないで生活の安定を図るとともに、緊急を要する場合は、食材の提供など経済的援助（現物給付）を行う。（原則、1件当たり10万円以内）
- 平成16年度から老人施設部会の取組として始まり、平成27年度から全ての施設部会に拡大した。全国初の取組としてスタートした「生活困窮者レスキュー事業」はその後、他県にも広がっている。

「総合生活相談員」

- 事業を実施する人材として、社会福祉法人に所属する総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）と、大阪府社会福祉協議会所属の社会貢献支援員を養成し、配置している。

コミュニティソーシャルワーカー（施設CSW※）

所定の養成研修を修了した社会福祉法人の職員で、そのノウハウを活かし地域の相談支援ニーズにも応えている。

令和3年2月時点で2,316人が研修を修了

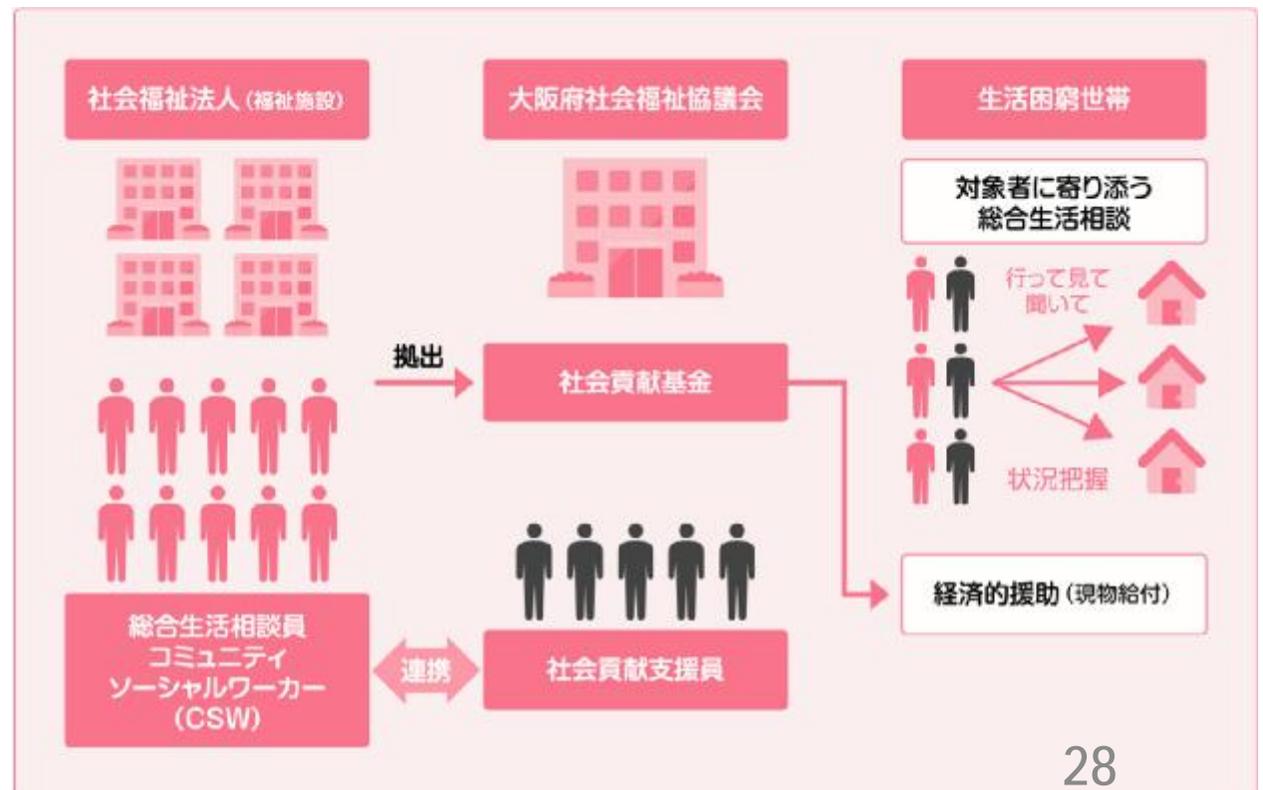
※ 本資料では市町村が配置するCSWと区分するため「施設CSW」と記載する。

スマイルサポーター

保育園・認定こども園に在籍する保育士等であって、実務経験5年以上かつ養成講座を修了した相談員。子育てに関する相談・助言のほか生活課題に対する支援を行う。

社会貢献支援員

施設CSWとともに相談支援、ネットワークづくりを担う。府内21エリアの社会福祉施設に駐在。



(2) ③ 地域貢献委員会

- 大阪府社会福祉協議会では、平成15年に福祉施設と市町村社会福祉協議会の懇談会を開催し、地域福祉を進めていく上での連携協働の具体化を確認。各市町村域における取組として、社会福祉法人と地域（福祉委員会や民生委員・児童委員等）とのつながりを強化し、地域福祉を具体的に進めるため、市町村社会福祉協議会が事務局を担う「地域貢献委員会」の組織化を推進してきた。
 - ➔令和3年10月末現在、37/41市町村社協（政令市社協を除く。）での設置は、全国でも類をみない高い組織化数である。
- 地域貢献委員会では、種別を超えた施設と地域が連携し、防災、就労体験、認知症カフェ、子ども食堂など様々な取組が行われている。



吹田市社会福祉協議会施設連絡会

「福祉委員会との協働」と「他業種施設の交流や研修」

上記を地域貢献委員会の活動の柱に掲げて、平成17年6月に地域貢献委員会を立ち上げた。「顔の見える関係づくりを丁寧に積み重ね、続けていくこと」を2つの柱の共通理念として、活動を継続している。

- ★ いきいきサロン（福祉委員会）との連携・協力：園児が歩いて行ける距離にいきいきサロンがあり、保育園の協力により園児のサロン訪問が定例化
- ★ 職員研修を通じたスキルアップ：生活困窮者への支援をテーマに、市内の高齢・保育・障がい・救護・病院等の施設、CSWなどの実務者レベルの担当者が集い、事例検討や支援物品等の情報収集などの相談支援を行っている。

地域と施設が交流する機会をつくる「施設協力一覧」の作成など、施設の活動の見える化やその更新を定期的に行い、時間をかけて連携、協力できる関係を築いている。

藤井寺市社会福祉施設連絡会（地域貢献連絡会）

「定例会の持ち回り開催」と「専門職による振り返り」

地域貢献委員会を立ち上げて何をしたら良いかわからず、活動が停滞してしまうことがあることから、定例会を持ち回りにすることによってお互いの理解を深め、主体的に運営に関わってもらう体制をつかった。

- ★ 施設職員間の相互理解：定例会の持ち回りにより、それぞれの施設の様子を見学・交流している。施設を直接見ることで、分野を超えた理解が深まっている。
- ★ 連絡会に小委員会（とっとり委員会）をつくり、そこでお互いが事例を持ち寄り、生活困窮者支援のあり方を勉強。CSWや社会貢献支援員だけでなく行政も一緒に参加している。

普段やっていることを持ち寄る（≡事例検討）こと、地域の活動やお互いの施設（現場）に積極的に出向くことで、ネットワークを充実させている。

地域貢献委員会の取組概要・実績（令和元年度～令和3年度）

令和3年11月30日時点

社協名	法人連携の取り組み							見える化			地域の課題解決・地域連携の取り組み												
	人材確保 (就職フェア等)	会員施設向け 研修会	地域向け 相談会	生活困窮/ 総合相談	生活困窮/ 現金等支給	生活困窮/ 現物支給	職員レベルの 企画会議	広報・ニュー ス等発行	HPやSNS等 で情報発信	グッズ・ 広報物等 の作成	講師派遣・ 協力	講座等の 共催・開催	備品等の 貸出	場所の提供	地域貢献 スト作成	交流会 見学会	福祉教育	災害時受入 や備蓄品の 活用	福祉避難所 /協定書	子どもの居場 所づくり	就労体験 中間的就労	専門職連携 事例検討等	その他
豊中市		○		○		○		○	○				○	○	○					○			障がい部会でコロナによる事業への影響についてアンケート調査 コロナワクチン接種の機会・場所・備品の提供 子どもの居場所づくりとしてお弁当配布と学習支援
池田市		○							○						○			○	○	○			
吹田市		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	コロナで生活に影響を受けた学生への食料品配布（令和2年度:3回） 外出自粛中の子育て世帯や高齢者に自宅生活を楽しくしてもらうための コンテンツとして動画配信（令和2年度:計28動画を配信）
高槻市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨木市																							
箕面市		○																					
摂津市							○	△							○	△		○					
島本町		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設の風水害対策やBCPに関する研修等の情報提供
能勢町										○	○	○						○					『防災』をテーマとした取組の発信
豊能町															○								令和元年より緊急時安否確認事業（かき預かり事業）への協力
守口市		○						○	○		○					○							
枚方市		○	○			○		○	○		○							○					枚方市・枚方社協の実施する防災訓練に参加・協力 連絡会の会員ページを活用し、災害時の各施設の状況を把握する訓練 を実施。
寝屋川市	○	○				○	△												○				高齢者施設協議会の設立とコロナ対応に関する高齢者施設間の相互 協定
大東市								○			○						○		○				
門真市	○	○					○		○		○	○						○					令和3年11月にRUN伴+門真を市内の社会福祉施設や市民団体と 一緒に開催
四條畷市		○				○		○			○				○								共同募金運動における募金箱設置など
交野市		○									○	○							○				
東大阪市	○																		○				人権研修の実施（年1回）
八尾市		○					○												○		○		加入施設におけるコロナ感染症の影響をアンケート調査
富田林市		△						○							○				○				
河内長野市		○	○			○	○	○	○	○			○			○			○				避難行動要支援者への支援体制構築に向けた取組 各施設が保有する災害備蓄品の調査およびリストの作成 福祉避難所マニュアル策定に向けた取組 地域福祉計画(活動計画)策定時の地域ワークショップに参加 災害ボランティアセンターへのボランティア派遣と物資の提供 地域の困りごとへの支援(移動支援)
松原市		○				○								○									
柏原市					○				○		○								○			○	
羽曳野市		○						○			○						○					○	
藤井寺市		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○						○	○	『藤井寺市社会資源マップ』の作成 柏原市・羽曳野市の各施設連絡会との交流会 市役所・社協・会員施設の職員が集まる事例検討『とづくり委員会』 子ども子育て連絡会や社協、会員施設が参加する共同募金の街頭 活動の実施
大阪狭山市		○																					
河内町					○	○																	
太子町		○																					
千早赤阪村		○									△												共募歳末募金箱設置・献血協力等
泉大津市		○						○	○	○	○	○	○										寄付マスクの配布
貝塚市							○																
和泉市																							(市社協と各法人・施設とが顔の見える関係を築くため) ①ボランティア表彰の周知 ②助成金情報の周知 ③共同募金運動への協力依頼、等を実施
高石市							○	○	○	○	○			○	○								
泉南市		○				△																	社協で実施するフードドライブ事業への協力
阪南市					○						○					△		○	○		○		
熊取町		○				○	○				○					○	○		○				地域あいさつ運動、共同募金への協力
岬町							○							○		○	○	○			○		防災減災の取組やコロナによる各施設の課題、課題解決等について アンケート調査

(※) 既の実施している事業は「○」、今後実施予定の事業は「△」

(2) ④ 社会福法人が取り組んでいる「地域における公益的な取組」の実践事例

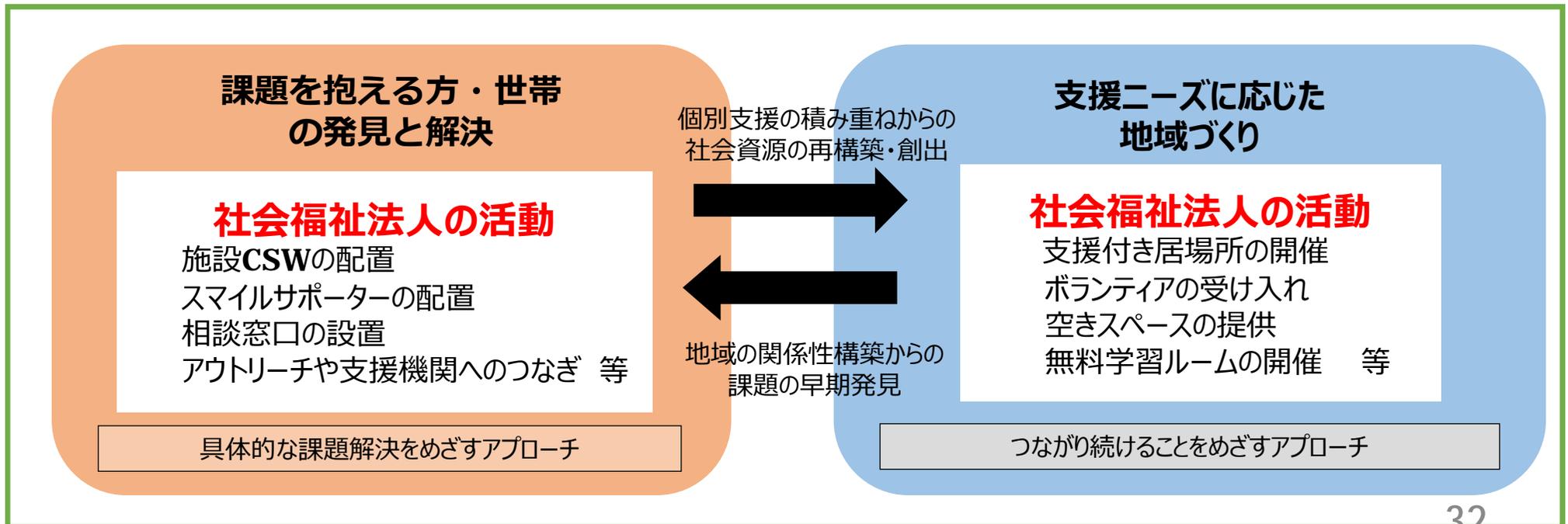
○ 「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて多様な取組が行われているが、例として以下のような取組が行われている。

	総合生活相談員の配置	高齢者の住まい探しの支援	継続的な就労場の創出	子育て交流広場の設置	生活困窮者支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	病気、介護、生活困窮等の課題を抱える住民	加齢により転居を希望する高齢者	商店街の閉鎖、障がい者等の就労場の確保	子育てで孤立している母親	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	地域住民	高齢者	障がい者、高齢者	子育てに悩む母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	社会福祉法人に配属された総合生活相談員（施設CSWやスマイルサポーター）が、介護・育児・家庭・病気などの相談に応じ、制度やサービスにつなぐ	高齢者の転居ニーズと不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障がい者や高齢者が継続的に就労する。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、地域の子どもに対する学習支援を実施	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、施設CSW等による相談支援、食材等の現物給付、家電のリユース等を併せて実施	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施
取組による効果	課題を抱える住民の早期発見、早期支援	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障がい者等の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支え合いによる取組の促進

※ 本資料では、社会福祉法人における「地域における公益的な取組」として、府域でネットワークを形成し実施されているものを「大阪しあわせネットワーク」、市町村域でネットワークを形成し実施されているものを「地域貢献委員会」、住民の身近な圏域で施設等が実施されているものを「地域における公益的な取組」として記載

(2) ⑤ 「地域における公益的な取組」を発展させるための視点

- 社会福祉法人は「地域における公益的な取組」として、事案のキャッチ、相談支援、解決に向けた支援、見守りなど地域の中でこれまで多くの公益的活動を行ってきた。
- 市町村が整備を進めている「包括的支援体制」とは、属性に関わらず地域の様々な相談を受け止める「断らない相談支援」、社会参加やつながりづくりを支援する「参加支援」、地域やコミュニティにおける支え合う関係性を構築する「地域づくり」を一体的に実施することで、制度の狭間や複合化・複雑化した課題の解決を目指す体制である。
- 「包括的支援体制」と「地域における公益的な取組」を照らし合わせてみると、類似する取組が多数あり、両者の有機的な連携を進めることで、社会福祉法人を中心に住民の身近な圏域での支援体制が重層化され、地域の課題解決能力の向上が期待できる。
- 社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」として、施設CSWやスマイルサポーターの配置等の相談支援（課題を抱える方・世帯の発見と解決）と、居場所などのつながりづくり（支援ニーズに応じた地域づくり）の双方を積極的に取り組むことで、地域住民や各分野の支援機関、NPO等の多様な主体とのネットワークの広がりができる。
- 社会福祉法人は、「個人への支援」と「地域づくり」の両輪を意識して取組を進めることで、「地域における公益的な取組」を更なる発展につなげる。



第3章

包括的支援と「地域における公益的な取組」との 協働に向けて

(1) ① 包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関するアンケート

調査の目的

〇 市町村における包括的な支援と社会福祉法人等の「地域における公益的な取組」の連携の現状を把握するため、アンケートを実施

調査の対象、方法等

1 社会福祉法人・施設等（インターネット回答）

期間 令和3年6月25日から令和3年7月21日まで

回答数 450施設/1531施設（29.4%）

2 市町村社会福祉協議会（インターネット回答）

期間 令和3年6月25日から令和3年7月21日まで

回答数 41法人/41法人（100%）

3 市町村（文書回答）

期間 令和3年7月21日から令和3年7月30日まで

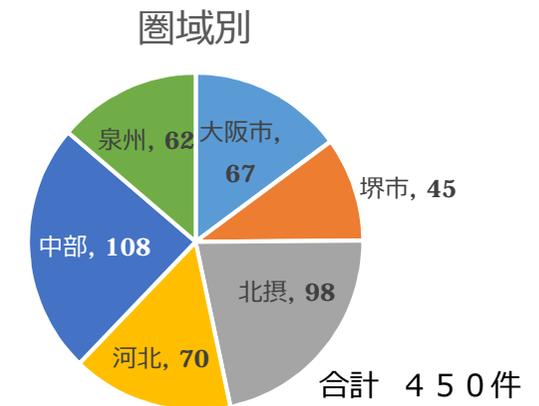
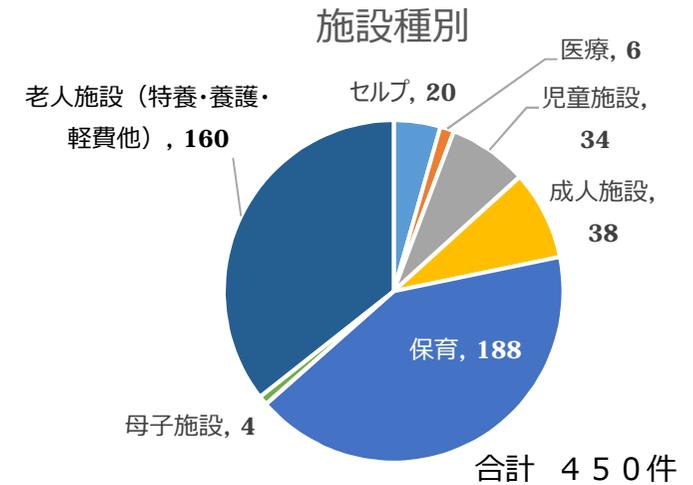
回答数 43市町村/43市町村（100%）

4 民生委員等へのヒアリング

令和3年7月7日 八尾市 民生委員、施設CSW、市社協

令和3年7月13日 吹田市 民生委員、CSW（社協配置）、施設CSW、市社協

令和3年7月14日 茨木市 民生委員、CSW（施設配置）

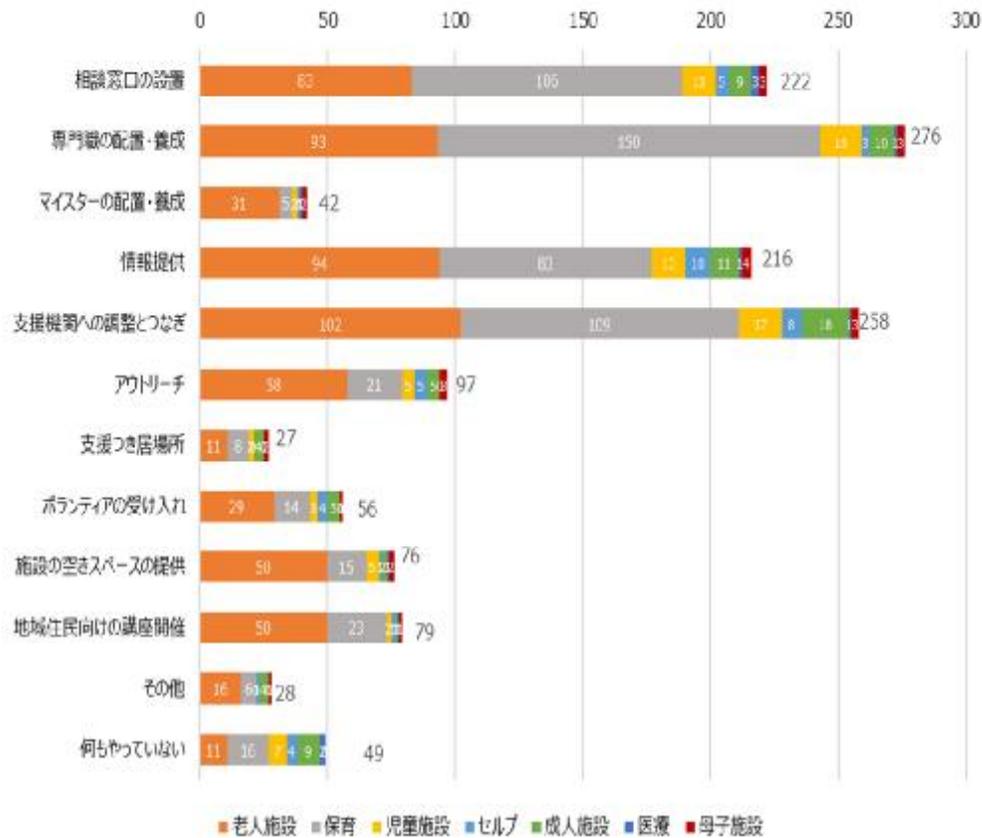


※ CSW（コミュニティソーシャルワーカー）：市町村が配置している「CSW（ ）内は配置箇所」と、各法人・施設が配置している「施設CSW」があり、どちらも相談支援や支援機関へのつなぎ、見守り等を行っている。

(1) ② 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の現状

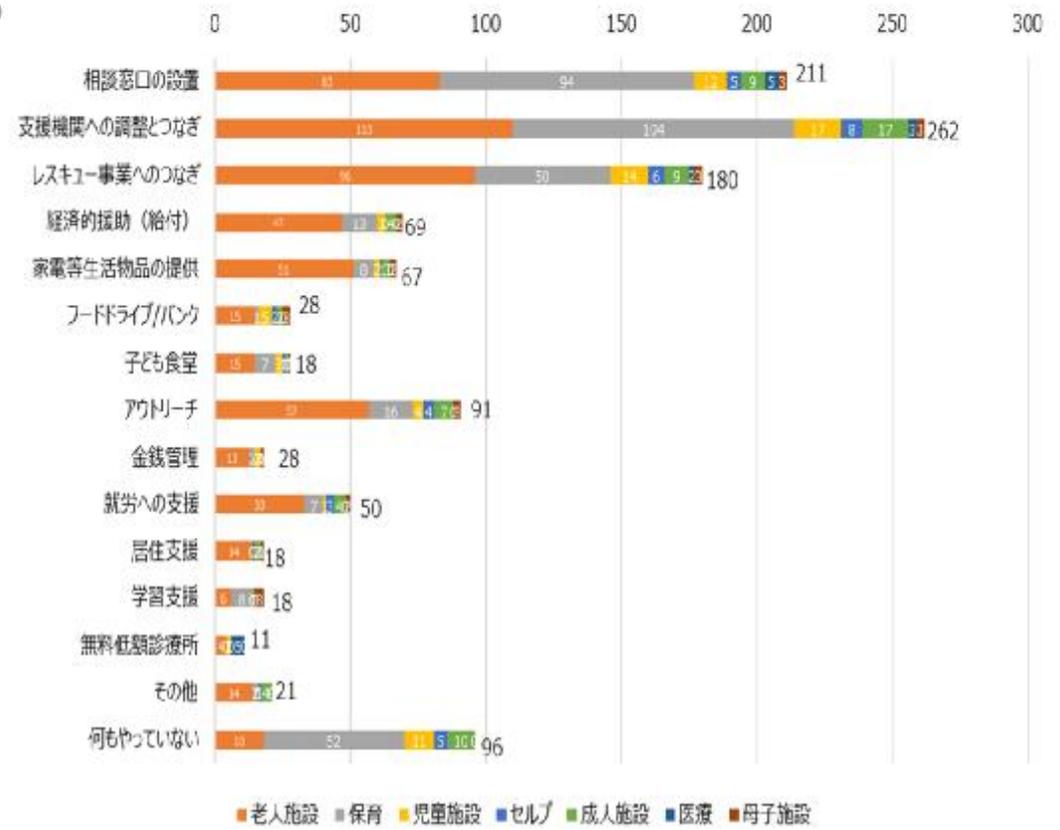
- 各法人が「社会的孤立」や「生活困窮者対策」として実施している公益的な取組をみると、「相談窓口の設置」「施設C S W やスマイルサポーター等の専門職の配置」「支援機関とのつなぎ（個別ケース支援）」を実施している施設が半数以上ある。
- また、居場所等の参加支援のツール等、様々な取組を展開しており、地域ニーズに沿った公益的な取組の実践が期待できる。

社会的孤立対策【複数回答】



(母数450施設)

生活困窮対策【複数回答】

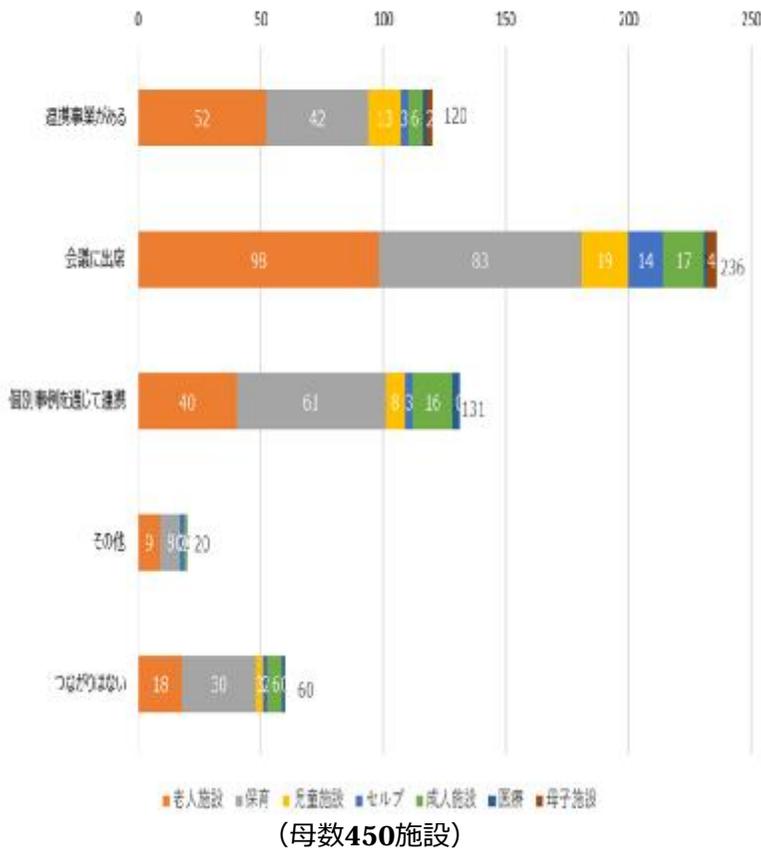


(母数450施設)

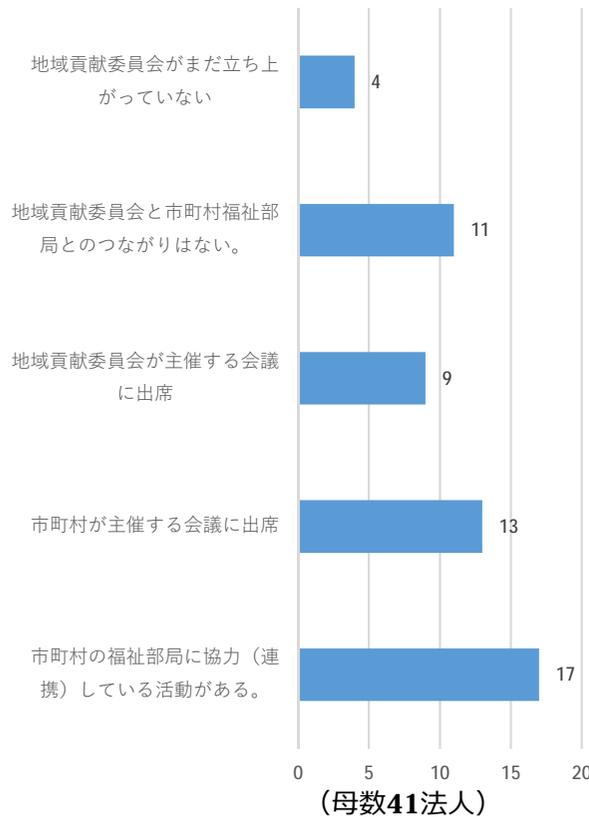
(1) ③ 包括的な支援体制整備に向けた社会福祉法人と市町村の協働の現状

- 各法人と市町村の協働の状況については、市主催の会議には半数以上が参加しているが、個別事例を通じて連携している法人や連携事業を実施している法人は約3割にとどまっている。
- また、地域貢献委員会と市町村の協働は17と半数に至っていない。
- 協働に向けての課題としては、「人員やスペースがない」の次に「市町村からのアクション」をあげており、市町村から社会福祉法人（地域貢献委員会）への協働の働きかけが求められる。

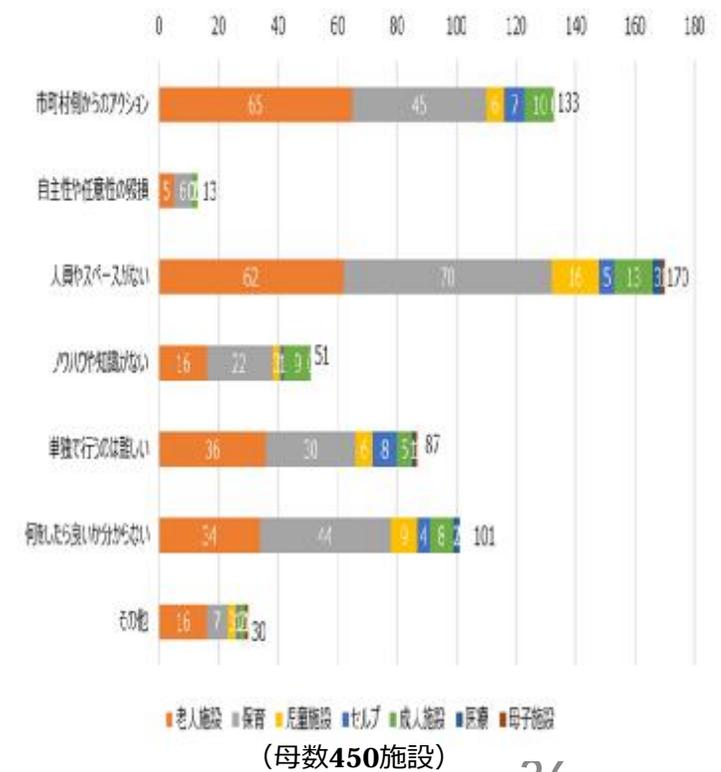
市町村福祉部局との協働について【複数回答】



地域貢献委員会と市町村福祉部局との連携

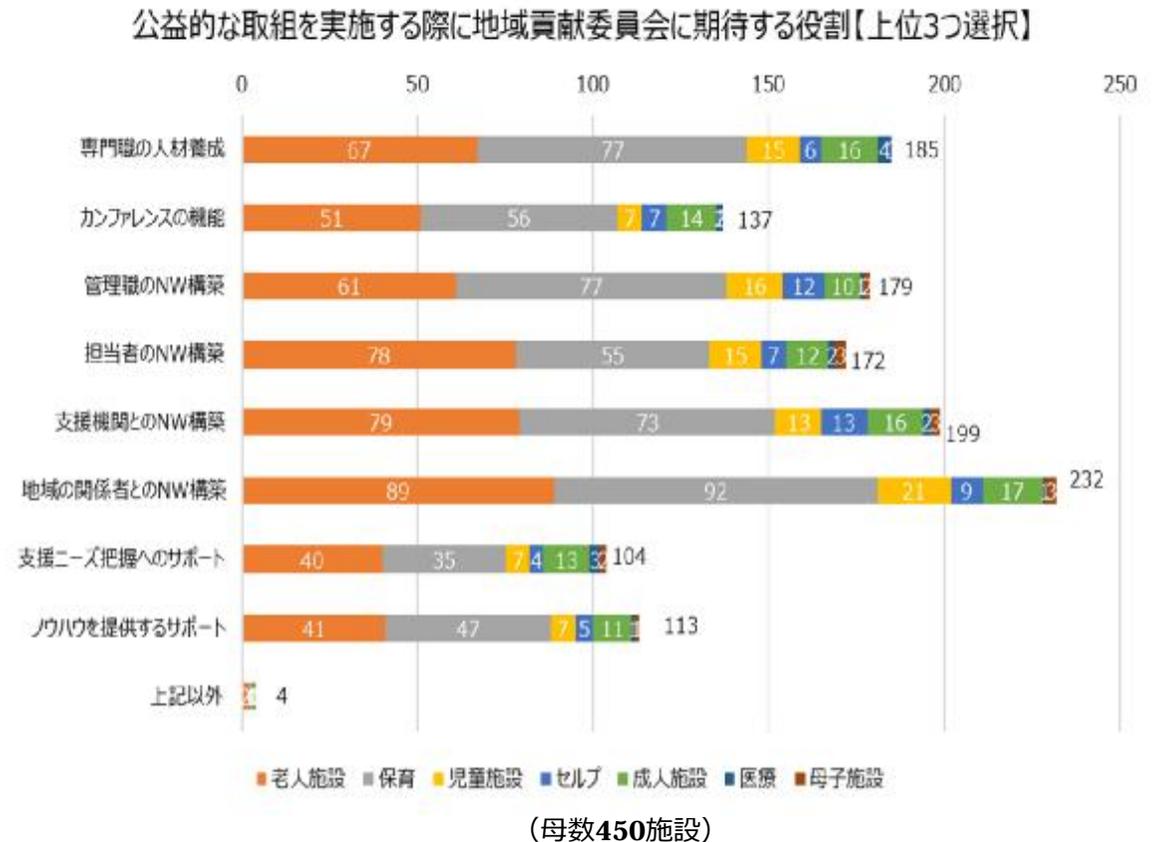
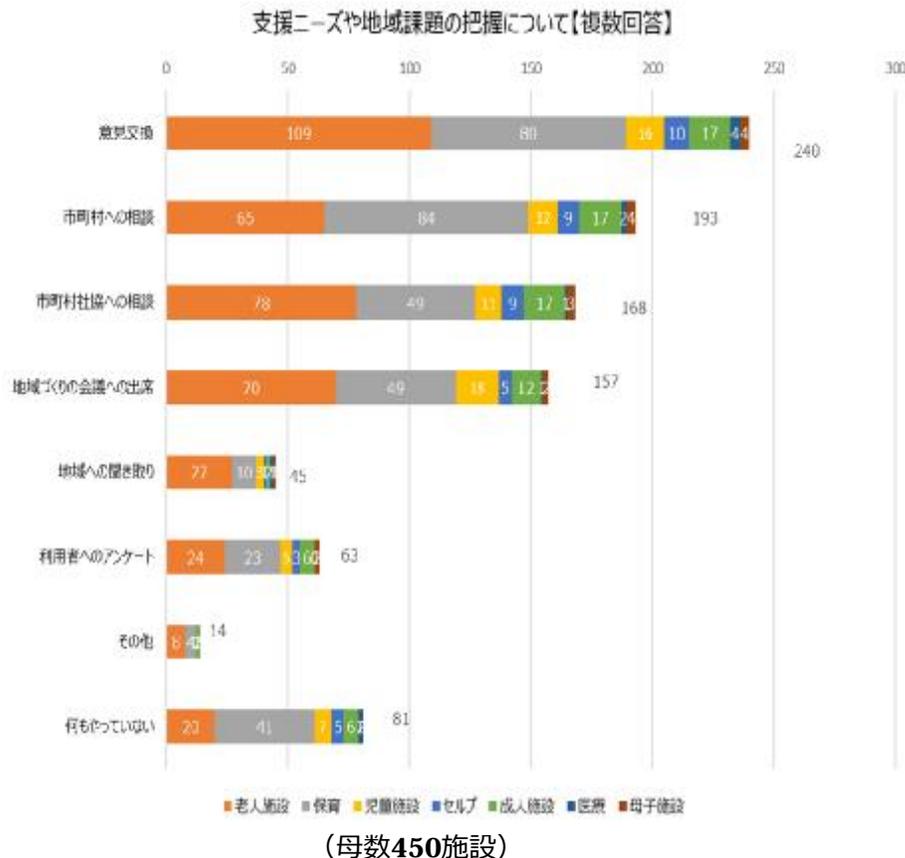


市町村との協働等への課題について【複数回答】



(1) ④ 包括的な支援体制整備に向けた地域貢献委員会の役割

- 社会福祉法人が公益的な取組を実施する際の支援ニーズや地域課題の把握方法については、地域住民や団体との「意見交換」に次いで、「市町村への相談」「市町村社協への相談」が多かった。
- また、社会福祉法人が地域貢献委員会に期待する役割としては、地域の関係者とのネットワーク構築を期待する回答が最も多かった。
- このため、社会福祉法人と市町村や市町村社協とのつながりづくりを強化するための地域貢献委員会の役割が求められる。



効果1 地域の相談支援体制の強化

多くの社会福祉法人は、施設内に施設CSWやスマイルサポーターといった相談支援員を配置しており、両者が協働することで、地域の中の相談窓口として課題をかかえる地域住民の早期発見と、課題が複合・複雑化する前の早期支援が期待できる。また、専門職による相談・アウトリーチ支援、適切な支援機関へのつなぎだけでなく、課題が解決した後、地域の中で伴走支援が出来る専門職として社会福祉法人による見守り支援が期待できる。

効果2 地域生活課題に応じた社会資源の活用・創出

これまで社会福祉法人が責務として進めてきた「地域における公益的な取組」を、両者が協働し、地域生活課題の解決という視点で取組の検討を進めることで、地域のニーズに合った新たな資源の創出や既存の社会資源の再構築が期待できる。

「地域における公益的な取組」が、地域生活課題に対応した取組となることで、社会福祉法人と地域住民等との交流機会が増え、課題をかかえる地域住民の早期発見・早期支援が期待できる。

相談支援と社会資源の創出（再構築）という2つの機能を持つ社会福祉法人と市町村が協働することで、「具体的な課題解決をめざすアプローチ」と「つながり続けることをめざすアプローチ」の2つの支援が充実していく好循環が生まれる。



【ポイント】

上記は、重層的支援体制整備事業における「参加支援」、「地域づくり支援」に重なる取組みであり、社会福祉法人との協働を進めることで、重層的支援体制整備事業の支援メニューが充実する。

社会福祉法人が果たすべき役割として、災害時の避難者の受入や備蓄品の確保、災害協定の締結等の災害を見据えた準備のほか、平時から民生委員・児童委員、福祉委員との意見交換の場を定期的に設け、災害時の迅速な安否確認や在宅の要援護者への見守りにつながるように取り組んでいる地域がある。

災害時は誰もが弱者になることを伝えることで、福祉や地域活動に関心のない住民等を、防災活動から地域福祉活動への参加につなげていくことが期待できる上、市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人と地域の協働の関係性の構築も期待できる。

第4章

包括的支援体制の深化と公益的な取組の発展 に向けた「大阪モデル」

(1) ① 包括的支援体制整備に向けた社会福祉法人等との協働「大阪モデル」(全体イメージ)

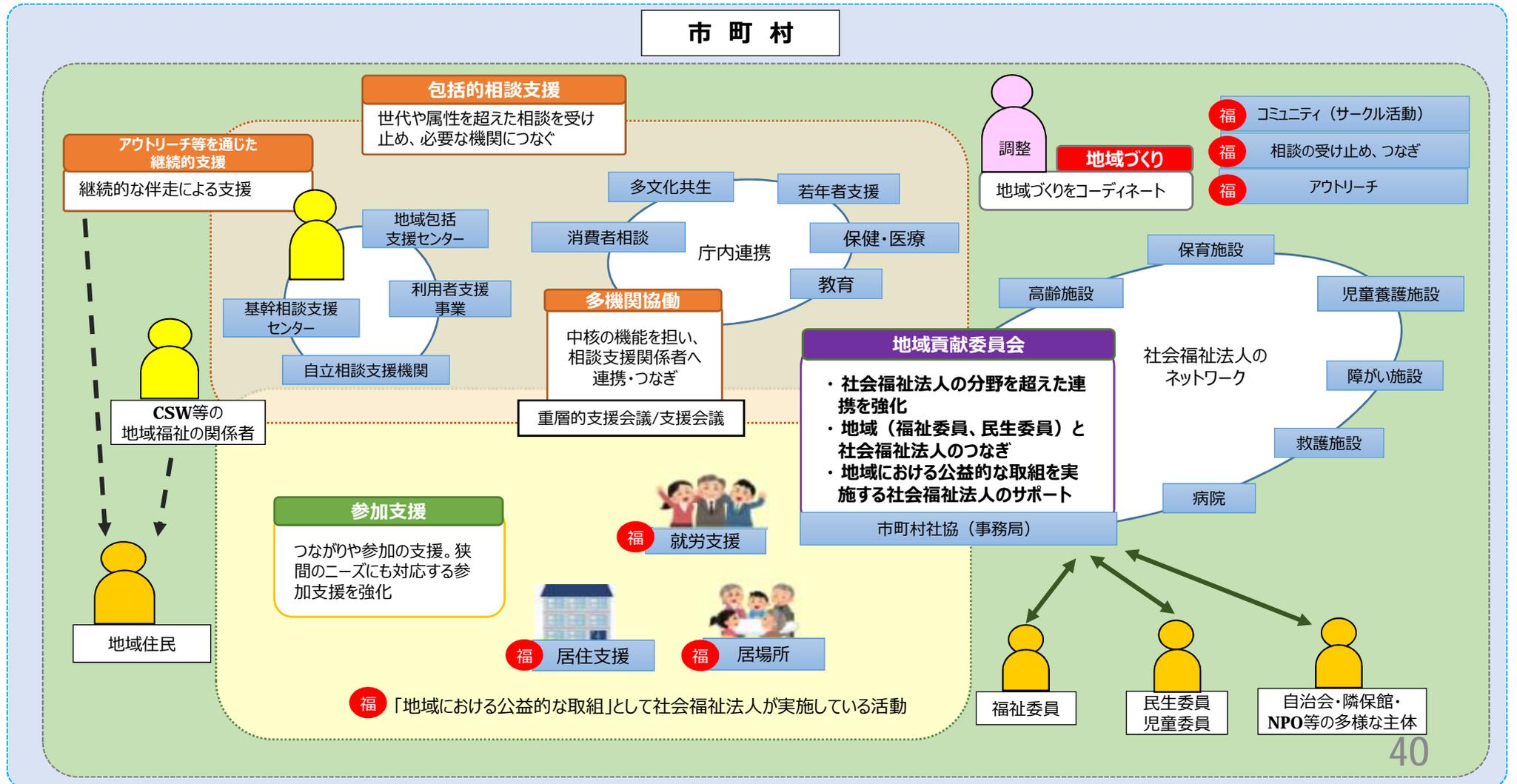
大阪の特色である地域貢献委員会を核とし、市町村と社会福祉法人等とが有機的な連携をすすめることで、包括的支援体制の質と量を充実させる。

○ 市町村・支援機関と社会福祉法人のつながりづくり

市町村は重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を加速化させるとともに、包括的支援の中に市町村社会福祉協議会が事務局を担う地域貢献委員会を位置づけ、社会福祉法人との協働に積極的に取り組む。

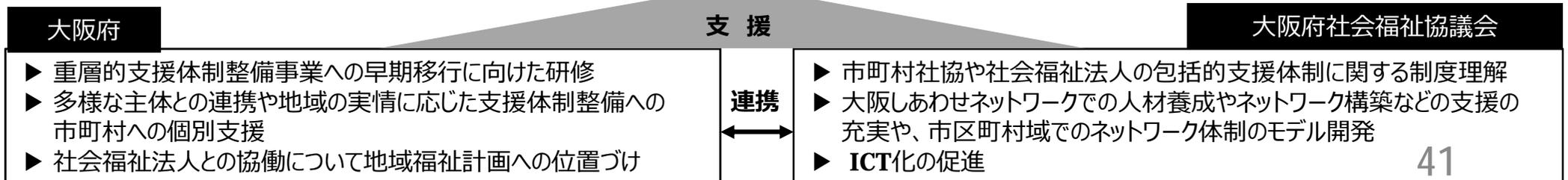
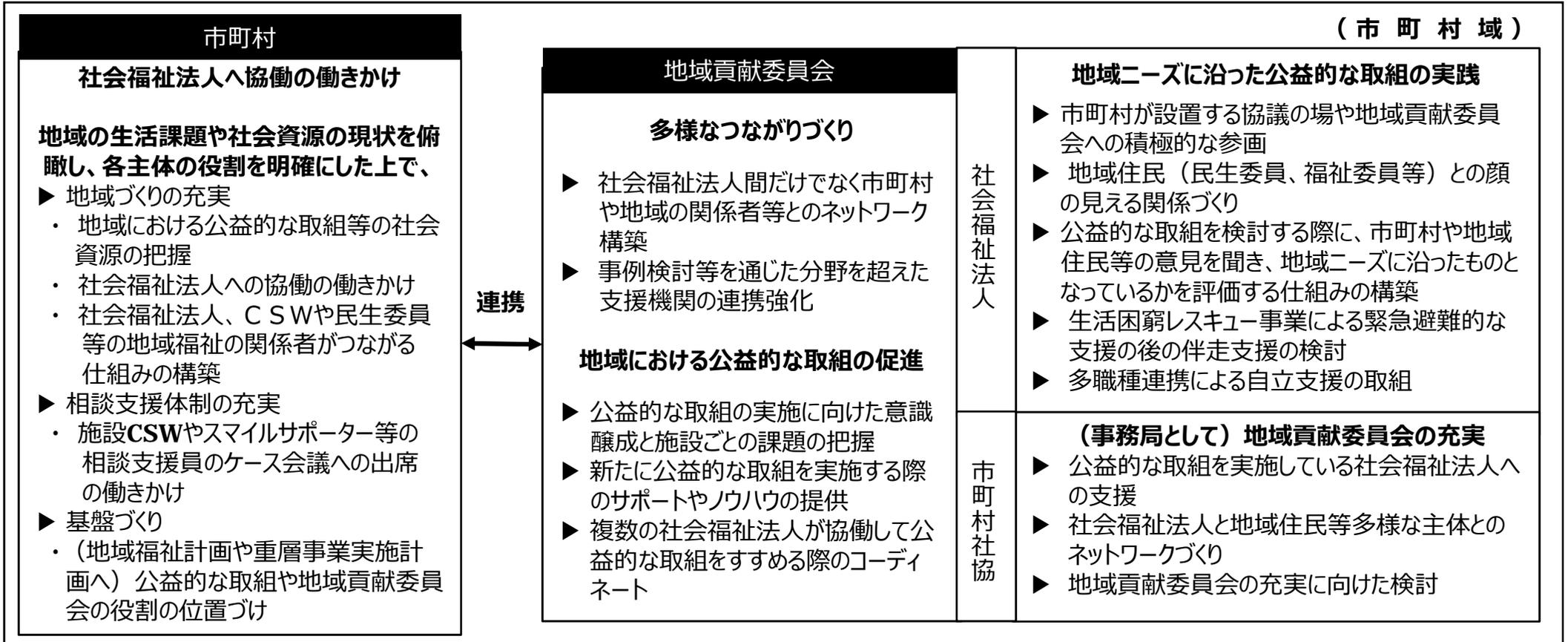
○ 社会福祉法人の「地域における公益的な活動」への取組促進

社会福祉法人は地域貢献委員会とともに、市町村や地域の多様な主体との連携強化や地域ニーズの積極的な取り込み等により、「地域における公益的な取組」を発展させていく。



「大阪モデル」実現に向けて各主体に期待される役割

- 市町村が社会福祉法人と協働をすすめていくには、種別を超えた社会福祉法人で組織化された「地域貢献委員会」の枠組みを活かして連携することで、分野や地域の偏りがない連携・協働が期待できる。
- また、地域貢献委員会を通じて、自地域内の公益的な取組の把握ができるほか、地域生活課題の解決に向けた検討の場として、社会福祉法人と検討を積み重ねていくことができ、市町村と社会福祉法人の効率的・効果的な協働が実現する。
- 市町村は協働する際の留意点として、どのような活動を行うかは社会福祉法人の自主性・任意性が尊重されるように配慮する。



(1) ② 大阪モデルの構築 1 支援ニーズに応じた地域づくり～つながり続けることをめざすアプローチ～

社会福祉法人は市町村からのアクションがあれば公益的な取組を前向きに検討する意見が多かったことから、住民の身近な圏域において、様々な課題を抱える人・世帯を支える支援体制の強化に取り組むことを期待する。そのため、市町村は、地域ニーズや課題を抱える方・世帯の支援ニーズに合ったメニューを「地域における公益的な取組」として社会福祉法人が検討できるよう、以下の仕組みづくりに尽力する。

① 地域生活課題の把握と共有

市町村は、地域住民から地域に不足している社会資源の相談や、課題を抱える方・世帯の地域とのつながりづくりに必要となる参加支援メニューがないなど、地域生活課題を把握した場合、各分野の支援機関や市町村社会福祉協議会と併せて、社会福祉法人と共有する。

(留意すべき点)

- ▶ 社会福祉法人に働きかける際は、地域貢献委員会の場へ赴き、直接相談した方が良い場合や、エリア別、分野別等に分けて相談した方が良い場合など地域によって進め方が異なるので、地域貢献委員会の事務局である市町村社会福祉協議会と調整の上、地域生活課題の共有方法を整備する。

② 地域住民や地域の福祉関係者との意見交換

市町村や市町村社会福祉協議会は、地域における公益的な取組を検討している社会福祉法人と、CSW、民生委員・児童委員、福祉委員等の地域福祉の関係者との意見交換の場を設定する。

また、市町村は、地域福祉計画の策定の際に、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会や関係団体を含めた懇談会等を開催する場合、社会福祉法人に参加を働きかける。

③ 地域生活課題の解決に資する支援メニューの開発

社会福祉法人は、地域生活課題の解決に資する支援メニューの解決に積極的に取り組むとともに、その内容や課題を市町村や地域貢献委員会と共有する。地域貢献委員会は、社会福祉法人の課題に応じて、複数法人での事業化や、すでに類似事業を実施している社会福祉法人が新たに立ち上げを検討している社会福祉法人に支援するスキームの検討を行い、新たな活動に取り組む社会福祉法人を支援することを期待する。

(留意すべき点)

- ▶ 市町村は、把握した地域生活課題の解決に向け社会福祉法人と協働を図るが、地域における公益的な取組に位置付けて活動を行うかは、社会福祉法人が決めるものであり、市町村が実施すべき事業を代替させることのないよう注意しなければならない。
- ▶ 社会福祉法人は、共有された地域生活課題の解決に向けた取組を実施する場合は、市町村と取組内容を共有することが望ましい。市町村は、提案を受けた取組について各分野の支援機関と共有すること。

(1) ③ 大阪モデルの構築2 課題を抱える方・世帯の発見と解決～具体的な課題解決をめざすアプローチ～

住民の身近な圏域において、課題のある人の相談を包括的に受け止め、解決をめざすため、地域の相談窓口の充実を図ることが必要である。

社会福祉法人は、相談窓口の設置や施設CSWやスマイルサポーターといった相談支援委員を配置しているところもあり、住民に身近な相談窓口としての機能を期待することができる。そのため市町村は、住民の身近な圏域における、相談を受け止める場として、社会福祉法人の相談窓口機能の拡充をめざした以下の仕組みづくりに尽力する。

① 住民の身近な圏域で相談できる窓口の設置

社会福祉法人には多くの専門職が配置されている。さらに一部の社会福祉法人では施設CSWやスマイルサポーターといった相談員が配置されていることから、その専門性を活かし、地域の相談窓口の一翼を担うことを期待したい。なお、相談を受ける際は、社会福祉法人の本来業務に関連する相談や相談者に係る課題だけでなく、世帯全体の課題を把握する。

(留意すべき点)

▶ 複合課題を有している場合や制度の狭間に陥っている方・世帯の相談を受けた際は、市町村が配置しているCSWや施設CSWをサポートするため大阪府社会福祉協議会が配置している社会貢献支援員と連携しながら支援を検討する。

② 単独の社会福祉法人では対応が困難な場合のつなぎ

相談を受けた社会福祉法人が、専門分野が異なるなど単独では支援が難しい場合に支援ができる社会福祉法人へのつなぎや、市町村や担当分野の支援機関につなぐことが必要になる。その際、地域貢献委員会は他の社会福祉法人や市町村へのつなぎ役として、相談を受けた社会福祉法人が円滑なつなぎが出来るよう支援する。

(留意すべき点)

▶ 支援における情報共有は本人の同意を得ていることが原則であることから、本人の同意が得られていない場合は、重層的支援体制整備事業における支援会議の枠組みを活用した上で、情報共有を図るよう留意すること。市町村は、社会福祉法人が相談を受けたケースを早期に適切な支援機関につなげられるよう支援会議の柔軟な開催や、相談を持ち込みやすい環境を整備する。

③ 見守り、つながり続ける伴走支援の機能

社会福祉法人の専門性を活かし、社会福祉法人は住民に身近な相談機関として相談を受け止める場だけでなく、生活困窮レスキュー事業等による具体的な課題解決の後の伴走支援としての役割や地域のコミュニティへつなぎもどしていく役割を担う。

④ 分野を超えた社会福祉法人の職員同士や相談支援機関等とのネットワークの構築

地域貢献委員会は、事例検討等を通じて社会福祉法人の分野を超えた職員のネットワーク構築に努め、市町村は地域貢献委員会が事例検討会等を実施する際には、各分野の支援機関の職員へ出席を働きかけ、支援機関と社会福祉法人のネットワーク構築に努める。

(1) ④ 地域貢献委員会や社会福祉法人の好事例（取組のヒント）

次に紹介する事例を参考にして、まずは出来そうな活動から検討してみるなど、包括的な支援体制の深化と地域における公益的取組の発展に向け、市町村と社会福祉法人が協働した事業を始めたい。

事例1 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業 （寝屋川市：寝屋川市内の社会福祉法人等）

民生委員・校区福祉委員との連携

ひとり暮らしの高齢者の自宅の鍵を預かり、緊急時に鍵を使って安否を確認する事業である。

全国初の取組をして、寝屋川市内の社会福祉法人と社会福祉協議会が協力して実現した。

<事業概要>

利用申込者の自宅の鍵を事前に預かり、市内21か所の社会福祉法人や医療法人等で保管する。様子がおかしい等の緊急時には、事前に預かった鍵を使って複数人で安否確認を行う。

安否確認は地域の状況に応じて、3つのパターンがある。

- ①地域対応型（地域住民が施設に鍵を取りに行き、安否確認を行う。）
- ②施設対応型（地域住民から連絡を受けた施設職員が安否確認を行う。）
- ③施設と地域の分担型（9時から18時は施設が対応、それ以外は地域住民が対応）

<実績：令和3年9月末時点>

契約数 809名

H24年度のモデル事業から含めて、8年で172件の緊急対応の実績がある。

事例2 移動支援事業 （河内長野市：社会福祉法人みなと寮）

施設周辺の地域住民への困りごと支援

この法人では、入所者の地域移行を進めるため、施設から河内長野駅近くの居住地間の送迎を行っている。施設近隣の地域では住民の高齢化が進む中、急な坂道が多いため、通院や買い物等のための移動の課題を抱えていた。

民生委員や福祉委員など地域のキーパーソンから、「自宅から通院や買い物、河内長野駅に出かける際は、下り坂のため比較的楽に行くことができるが、帰りは急な上り坂を登らなくてはならず、買い物をするとさらに体への負担が増す。」と相談を受け、施設・地域住民・社協の三者による協議を持った。

施設の送迎バスは入所者を送ると空で施設まで戻るので、少し遠回りにはなるが最寄りの河内長野駅やスーパーに立ち寄り、地域住民を高台にある住宅地まで送り届け施設に戻る「楠翠ひまわり号」が運行されることになった。

地域住民からは「法人がここまでやってくれるとは思っていなかった、大変助かります。」との感謝の声が多数寄せられている。

さらにこの法人では、地域住民の声に寄り添うべく、定期的に三者協議を行い運行範囲の拡大を検討している。



事例3 地域福祉計画等への参画 (河内長野市：河内長野市施設連絡会)

地域生活課題の把握

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定過程に幅広く地域住民が参画する機会として、小学校区ごとに地域ワークショップが開催された。

ワークショップには地区福祉委員会や自治会、地域まちづくり協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会、老人クラブなどの各種団体に加えて、社会福祉施設連絡会(地域貢献委員会)も参画し、校区内に所在する社会福祉法人も加わり、校区の地域福祉活動の目標や、目標達成のための取組などを地域住民と一緒に検討した。

この取組を通して、地域福祉を推進し複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、住民主体の活動とそれを取り巻く専門職が連携した重層的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指している。



事例4 地域と協働した居場所や相談に対応した資源開発 (藤井寺市他：社会福祉法人みささぎ会)

地域ニーズに対応した資源開発と再構築

平成27年4月にソーシャルリレーション推進室を立ち上げ、以前から実施していた地域公益事業を明確化した。

1 地域との交流

「デリバリー型介護予防教室」

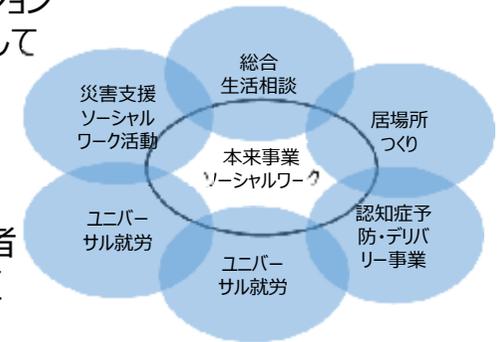
対象：地域に居住する健常高齢者

エリア：藤井寺18地区、堺4地区

参加人数：年350名程度

窓口：地区委員、民生委員、福祉委員など

内容：転倒予防体操、アクティビティ、脳トレ等を地域に訪問し開催
コロナ禍でR2年1月から中止となり、再開目途が立たない中、このままでは高齢者が閉じこもりがちになり、体力の低下や孤立が懸念する相談が多くあった。そこで、代替案として脳トレシートを毎月配布することとしたところ、「毎月の楽しみになった」「訪問する良いきっかけになった」との声があがり、口コミで広がり参加者が1000名となった。



2 雇用の確保

緊急事態宣言の影響での雇止めやシフト減の影響で生活に困窮している人が出てくることを想定し、救済雇用を実施

社会人向け：市社会福祉協議会の相談受付に雇用のチラシの設置と特例貸付相談に来られた方への案内。電話をもらえれば即面接を実施した。

学生向け：ホームページと就職情報誌に掲載。学生は試験や授業環境により、不定期になることを前提にしたシフトにして、急に来れなくても対応できるよう配慮

事例5 属性を超えた多様な地域活動を実践 (松原市：社会福祉法人 聖徳会)

相談支援のほか、地域住民に向けて実施している多様な活動

利用者負担軽減	低所得者等へ法人減免を実施
無料低額診療	低所得者等へ無料または低額で診療の提供や健康相談
法人後見事業	日常の意思決定（金銭管理や契約等）で支援が必要な方への法人後見人（令和3年度より開始予定）
介護予防教室	介護予防プログラムを低価格で提供（健康スタジオまつばら）1プログラム（90分）500円
はっするアカデミー	認知症予防や介護などをテーマに、地域住民向けの無料講座を開催
関西高齢者生活研究会	介護従事者や学生を対象に、最新の介護情報等のセミナーを2018年度までエーザイ(株)と共催で開催。今後は法人単独での開催を予定している。なお、本セミナーは、認知症ケア学会認知症ケア専門士の単位認定事業（3単位）として認定されている。
配食サービス	独居高齢者等へ安否確認を兼ねて低価格で昼食の配達（大阪老人ホームうえだ）。
夏祭り・秋祭り	2つの特別養護老人ホームを拠点に、町会・子ども会・老人会・近隣の施設など地域住民との触れ合いを目的として開催
地域行事に参画	市民祭りや中学校が主催するフェスタに参画
地域交流センターの開放	少林寺拳法の道場、町会や老人会の会合、趣味活動、葬祭などに利用されている。
いこいの広場の開放	町会や老人会等が開催するグランドゴルフやゲートボール場としてグラウンドを開放している。
園庭開放	地域の子どもに保育園の園庭を開放
園児との交流	特養の入所者と近接幼稚園の園児との交流会を開催
地域清掃活動	府営団地公園等での環境美化運動
職場体験	中学3年生の職場体験を受け入れ
福祉避難所	大規模災害発生時に福祉の支援が必要な被災者を受け入れるよう、市との間で福祉避難所の協定を締結
地域住民との防災訓練	2つの特別養護老人ホームにおいて、地域住民と関係機関で炊き出し訓練等を含む防災訓練を実施

上記のほか、社会福祉法人の実践と大学における社会福祉教育・研究を基本にした交流により、地域社会と社会福祉の発展に寄与することを目的に、日本福祉大学と聖徳会を含む全国14法人が連携社会福祉法人として活動を行っている。

この活動の一環として、「災害時の連携・支援に関する覚書」を締結し、東日本大震災の時には、被災地の提携法人からの要請により、延べ300人を超える介護スタッフの派遣を行った。現在も「災害時担当者会議」を年1回開催し、災害時に備えている。

事例6 地域に出ていき、園を利用する方以外の相談を受け止める取組 (泉佐野市：泉佐野市民間福祉施設協議会（保育部会）)

スマイルサポーターの声から生まれた「地域の何でも相談窓口」

「泉佐野市内で養成されたスマイルサポーターによる地域における公益的な取組として何か出来ないか」と、泉佐野民間福祉施設協議会保育部会から泉佐野市社会福祉協議会に相談があった。

相談を受けた泉佐野市社会福祉協議会は、保育部会と地域の連携事業の検討をスタートした。

STEP 1

福祉委員会連絡会にて協議

保育の専門性を活かし、各地域で行われている「子育てサロン」を中心に連携してはと提案があった。単発でプログラムを出すだけでなく、福祉委員会の一員となり、地域福祉活動に取り組むことできめ細やかな活動が展開となるという意見が出た。

STEP 2

子育てサロンと保育園の打合せ

子育てサロン実施地区の福祉委員会（当時7か所）の代表者と当該地域内の民間保育園園長、育児相談員、市町村社協で地域ごとの打合せを実施し、連携内容の具体的な調整を地域ごとで行った。

STEP 3

連携事業の本格実施に向けた準備

民間社会福祉施設協議会保育部会は、部会内で各子育てサロンに担当スマイルサポーターを割り当て、派遣する担当地域割表を作成した。今後、子育てサロンを立ち上げる地区については、立ち上げ時に担当の保育園（認定こども園）と連携内容について協議を行うこととした。

【地域との協議により決まった連携の内容】

- 福祉委員会の役員（推進委員）として、年4～6回会議に出席。
- 保育園以外の人々の相談に応じられる機会となるよう「子育てサロン」への協力
担当する園と地域が協議の上、月1～2回子育てサロンに参加
子育てサロンでは、絵本の読み聞かせや手遊び等のプログラムの協力のほか、園庭開放日などの子育てに関する情報提供や、地域の何でも相談として子育てをはじめとする世帯の課題への相談と支援を行っている。

現在、13地区で福祉委員会へ参画と、担当スマイルサポーターの割り当てをしている。

事例7 居住支援 (大阪市：社会福祉法人治栄会)

相談者のライフスタイルに合わせた居住支援

居住困窮者への入居や生活支援等を目的とした「居住支援法人」の指定を受けています。多職種連携のもと、相談者それぞれのライフスタイルに合わせた居住支援を展開している。

〈支援事例〉

- ① 不動産屋や内覧の同行、契約時のサポート
- ② コロナ禍で収入が激減した方への転居支援
- ③ 家族内DVによる世帯分離のための転居支援

事例8 専門職の養成 (八尾市：八尾市特別養護老人ホーム施設長会)

市内の高齢者施設を中心に、相談があった際には複数施設が連携して対応する『八尾方式』をして(右図参照)、対象者の属性を問わない、断らない総合生活相談を実施している。

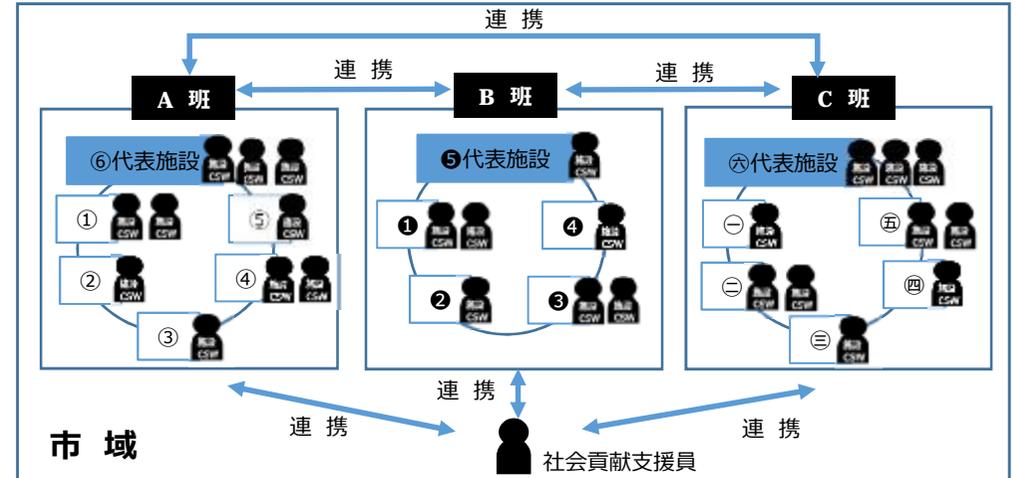
また、物品提供等の支援システムも構築している。同様に、中間的就労でも『八尾方式』にて連携を図り、一般就労へのステップアップの場を提供している。

『八尾方式』は、複数施設が連携することで違った視点での考え方やアプローチができる様になっている。担当者の経験値のバランスやスキルアップにもつながっており、初任者の場合には経験者が同行することでSVができる様にもなっている。また、代表施設を輪番制にすることで特定の施設に偏らない様、負担の軽減も図っている。

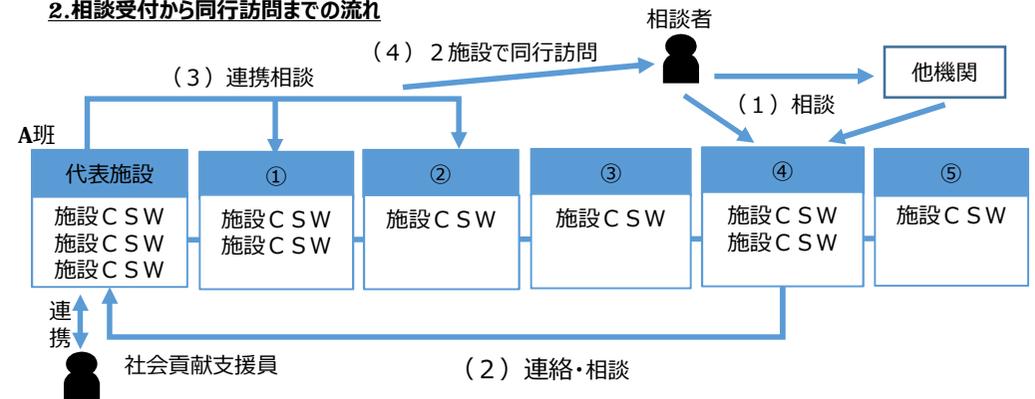
社会福祉法人等の相談活動(八尾方式)

1.全体図

- 市域を3地区に分けて、地区内の高齢者施設(特養・養護・軽費)と母子施設で班を構成
- 輪番制で代表施設を交代
- A班、B班、C班の代表施設の交代時期が半年ずつずれるよう、代表施設の任期を1年半としている



2.相談受付から同行訪問までの流れ



(1)	相談者本人や関係機関から、施設④に相談があった
(2)	相談を受けた施設④は、その班の代表施設に連絡・相談
(3)	代表施設は自らが同行するか、他の施設(施設①②)に連携の相談を持ち掛ける。 ※ 対応できない場合は、他の班(B班・C班)の代表施設に相談
(4)	2施設にて同行訪問を実施 ※ DVケースは男女ペアで相談対応

3.八尾方式によるメリット

- 市全域を担当している社会貢献支援員の負担が軽減できる。
- 2施設体制でケースに対応するので、違った視点でのアプローチが出来る。また、施設CSWが一人で抱え込まないよう負担を軽減
- 代表施設が調整することで、相談が一定の施設に偏らないようにでき、施設CSWの経験値のバランスがとれる。

（八尾市：社会福祉法人八尾隣保館）

平時からの地域とのつながりづくり

全国食支援活動協力会のハブ拠点となり、地域の子ども食堂や子どもの居場所づくりを行っている団体を支援する活動を実施。

また、使えるのに捨ててしまう衣類や生活用品等をストックし、必要な方へ提供する『もったいない』と『必要としている』をマッチングさせる循環モデルを構築した。

（岸和田市：社会福祉法人寺田萬寿会）

医療との連携

寺田万寿病院では、大阪岸和田市の中心部に位置する医療機関であることから法人のBCPを作成し、医療従事者が災害時は集合し地域貢献事業ができる体制に努めている。

また、3日間の食料と飲料水を備蓄し、酸素供給業者については、災害時は他県の事業所より医療の停滞がないようフォローできるように契約している。

（東大阪市：社会福祉法人玉美福祉会）

地域とつながった防災訓練

自治会、民生委員との連携によって、災害時に支援が必要な要援護者登録者の把握を行っている。また、平時から防災訓練に参加させてもらっているほか、**ZOOM**を活用して各自治会との会議を開催している。**LINE**グループや**ZOOM**などで繋がりが出来れば、実際に災害が起きた時、対面が難しくても対応ができると考え、**IT**の活用をすすめている。

（高槻市：社会福祉法人聖ヨハネ学園）

要援護者の受け入れを想定した備蓄

福祉避難所としての指定を受けており、大規模災害に備えて、刻み食やペースト食といった特殊な食事形態に対応した食品の備蓄を進めている。

（茨木市：社会福祉法人秀幸福社会）

これまでの災害支援の経験から相談窓口を設置

茨木市からの依頼を受けて、地域包括支援センター内に「茨木市地域保健福祉センター」を開設。

CSWをはじめとする専門職が、大阪府北部地震において生じた悩みごとや健康上の心配などの相談に応じ、専門機関につなぐなどの対応を行っている。

事例10 生活支援事業

(柏原市：

柏原市民間社会施設連絡会（柏原市地域貢献委員会）)

各施設の職員がアイデアを出し合える関係づくり

これまで街頭での共同募金への協力や地区福祉委員会との連携事業のほか、道に迷ってしまった認知症高齢者や障がい者等の早期発見に向けて民生委員・児童委員、福祉委員会等が協力員となっている見守り体制づくり「さがしてねっと事業」にも協力。こうした活動は、各施設の職員で構成される「実務担当者会議」で議論されていることが特色である。

担当者会議で、種別を超えた顔の見える関係づくりができたことで、連絡会の活性化の原動力となっている。活動をしていく中で、担当者会議のメンバーから「もっと具体的に地域に貢献できる取組ができないか」といった声上がり、「社協の貸付相談では条件が該当せず貸付できない方に、他の制度やサービスを利用するまでの間を何か支えられないか。」と社協からの課題提起があったことから、担当者会議で「連絡会のネットワークを活かした生活困窮者支援」を約1年をかけて議論した。

生活困窮者への食料支援の社会資源が不足していたことから「困っている方をたらいまわしにせず、相談を受けた施設で、速やかに丁寧な支援ができる」仕組みとして平成26年3月、「食糧品購入費用支給事業」をスタートさせた。

平成28年4月から「生活支援事業」に名称を変更して、既存の制度対応がなじまない場合には、現場の判断を優先し、連絡会として集めた事業費を原資に給付と相談の一体的支援を行っている。

柏原市地域貢献委員会は、今後、NPO法人や民間事業者との連携も進めていきたいと考えている。

※生活支援事業

柏原市内に居住されている方で、やむを得ない事情で生計の維持が困難となった場合に、緊急支援として、相談及び給付(1万円上限)を行う事業

事例11 市の相談機関との連携

(大阪狭山市：

大阪狭山市施設連絡会)

本人の特性にあった就労支援のコーディネートとマッチング

生活困窮者自立支援を行っている世帯にひきこもりの支援対象者がおり、支援の過程で就労準備支援の集える場に参加できるようになったので、次のステップとして高齢者の福祉センターでの受付及び清掃業務などの体験・実習（無償）を行った。

この体験・実習のなかで、支援対象者が働くことへのやりがいや自信が生まれ、社会参加への一歩を踏み出す意欲が生まれた。

そこで、社会福祉施設連絡会に参加している社会福祉法人（高齢者施設）の協力と理解を得て、法人の仕事をも細分化していただき、支援対象者の特性を活かして取り組める仕事としてマッチングした。

これにより、支援対象者はアルバイト雇用から就労を始めることができるようになった。

現在では、仕事の領域が徐々に広がり安定した就労が継続し、施設のニーズに応じた役割を担っており、「受け手」が「支え手」として社会参加が実現されている。

上記のように、個人支援のニーズを把握した上、社会福祉施設連絡会のネットワークを活かして、支援ニーズに合ったメニューの提供を行っている。

(2) 都道府県域における協働促進に向けた支援イメージ

【大阪府】

- ・ 包括的な支援体制構築推進に向けた重点支援
- ・ 地域福祉支援計画への記載

・ 包括的な支援体制構築推進に向けた重点支援

- ▶ 重層的支援体制整備事業の全市町村実施に向けた関係者の制度理解・ネットワーク構築に向けた研修会の開催
- ▶ 包括的支援体制構築に向けた多様な主体との連携や地域の実情に応じた支援体制構築への伴走支援を行うアドバイザーの派遣や市町村をまたぐ支援や府の相談支援機関との調整
- ・ 地域福祉支援計画の中間見直し
- ▶ 地域福祉のセーフティネットとして、地域における公益的な取組や地域貢献委員会の機能を位置づけ
- ▶ 市町村地域福祉計画の策定支援

【大阪府社会福祉協議会】

- ・ 地域における公益的な取組の促進に向けた支援
- ・ 地域貢献委員会の機能や役割の見える化

・ 地域における公益的な取組の促進

- ▶ 広域での研修（SV養成ほか人材養成）
- ▶ 先進事例等の情報提供（集約と見える化）

・ 地域貢献委員会の機能や役割の整理

- ▶ 市町村域しあわせネットワーク体制構築のモデル開発（普遍化）

・ その他

- ▶ 社会福祉法人間の情報共有、総合生活相談の支援実績等の集約、地域における公益的な取組の見える化を目的にICT化促進ツールの開発

《参考》 包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する研究会について

■ 設置目的

これまで大阪府内の社会福祉法人が実施してきた社会貢献事業の取組等と、市町村の地域福祉に関する取組が相互に連携し発展していく上での課題等について整理し、包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働の仕組みを検討することを目的とする。

■ 構成員

(令和3年11月22日現在)

区分	団体名称	役職者・氏名
学識経験者	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科	教授 奥西 栄介 (座長)
	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科	教授 川島 ゆり子
実務者	社会福祉法人聖徳会	理事長 岩田 敏郎
	社会福祉法人南河学園	理事長 伊山 喜二
行政	大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課	課長 綾 賢治
	大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課	課長補佐 追田 真也
	大阪狭山市健康福祉部福祉グループ	課長 東 佳之
社会福祉協議会	大阪府社会福祉協議会地域福祉部	部長 叶井 泰幸
	大阪府社会福祉協議会施設福祉部	部長 片岡 哲司
	河内長野市社会福祉協議会	事務局長 河浦 和哉

■ 研究会の検討過程

時期	検討会
3月24日	【第1回】 現状、課題の抽出 各主体への提案の方向性検討
↓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回検討会の意見を踏まえた内容整理 ・ アンケートの実施
8月4日	【第2回】 現状、課題の抽出 各主体への提案の方向性検討
↓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回検討会の意見を踏まえた内容整理 ・ 各主体への提案の具体化 ・ 報告書作成に向けた検討 ・ 市町村、市町村社協、施設へ研究会での検討状況の周知
11月22日	【第3回】 包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に向けた具体的提案の検討 具体的提案の実現に向けた支援策の検討 報告書案の検討
↓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回検討会の意見を踏まえた内容整理 ・ 報告書の作成 ・ 市町村、市町村社協、施設へ研究会での検討状況の周知
12月頃	【第4回】 報告書完成